

「百章」試訳 (3)

中 村 喜 和

第五十二章 酩酊を招く飲み物についての回答 修道院内に酩酊を

生ずるような飲み物を置くべきではない旨を述べた神

聖なる書き物からの抜粋

なぜならば酩酊はすべての悪しきことの始めであり終わりであるからである。それゆえに我らの主イエス・キリストは言われる。「食べ過ぎや飲み過ぎによって汝らの心が鈍らぬよう自ら心せよ」と。また使徒パウロも言っている。「酒に酔ってはいけない、そこには放蕩があるからだ」と。さらに彼は次のようにも言っている。「酒におぼれる者と放蕩におちいった者は天の王国を継ぐことはない」と。その後、誉れ高き奇蹟成就者で奇妙山修道院の開祖大シメオンも次のように戒めている。「酒を飲まないことは、修道士にとって誉むべきことである」。そして『修道僧言行録』

の中でも次のように述べられている。「もしも汝が修道士であるならば、蛇を避けるように酒を避けよ」。同様に、カエサレアの聖者大バシレイオスの夢にいと清き聖母があらわれて次のように語った。「もしもそなたが私の友であり私を助力者と見なすことを望むならば、酒や酩酊を招く飲み物を断ちなさい」と。彼は目を覚ましていと清き聖母の戒めに驚き、それから死ぬまでいと清き聖母の戒めを守って酒を飲むことはなかった。このようにキリスト自身も飲酒を禁じ、いと清き聖母も、聖なる使徒や聖者たちも、俗人だけではなく聖者たちに対してさえ酩酊するほどの飲酒を禁じている。ましてや心弱く末世にある我らはなおさら、飲酒をつつしみ、蛇を避けるごとく酩酊を招く飲み物を避けるべきである。

大バシレイオスも次のように述べている。「あたかも煙が蜜蜂を追い散らすように、酩酊はお前たちを聖霊から引き離してしまふ。なぜなら酩酊は情欲への扉であり、汚れへの導き手であり、放蕩を唆すものであり、不浄なるものへの波であり、悪巧みの海であり、名状しがたい不潔の奈落であり、雑言であり、嘲笑であり、傍若無人な不遜であり、貪欲であり、靈的な麻痺であり、死の忘却であり、何にもまして重い落胆と絶望であり、そこからは魂の墮落と分別の錯誤が生ずるからだ」。聖なる金口ヨハネスも次のように語っている。「聖使徒パウロは正しく語ったものだ。幾度となく私は述べたのが、今また涙を流して語ろう。腹が神であり、その恥ずべき行ないを名譽とするような者たちこそがキリストの十字架の敵である」と。なんとなれば、あり余る程に腹を満たし、淫乱と酩酊のうちに暮らすなら、この者こそキリストの敵であり、飽食し暴飲する者は、自らの魂とともに肉体を滅ぼしているからである。知つてのとおり、暴飲する者は悪魔に取りつかれた者よりもひどい。悪魔は神の赦しを得て人間を苦しめているが、酩酊する者は自らの意志によってわが身を滅ぼしているからである。この者の唾は腐り切つて悪臭を放っており、そのおくびは家畜のように汚らわしい。酔つ払いの魂がまるで穴や泥の中にあるように、肉体の中でどれ程汚れきつている

かを考えても見よ。多くの無分別な者たちは、この祭日は尊いものだ、酒を飲んで陽気にやろうではないか、と言っている。無分別な者たちよ、お前たちが一体何を言っているのか、自分の頭でも考えても見よ。お前たちはキリストに仕えて神の祭日を祝うよりも、悪魔に仕えることを望んでいるかのよう、悪魔に気に入られようとしている。お前たちが飽食し暴飲し放蕩しふけている限り、お前たちは祭日を神のものと思わず、悪魔のものと思なしているのである。お前たちが聖堂にはいつてきて、どのように神を誉め讃えるのか、私に教えてもらいたい。酔っ払って悪臭を放つ者が忌み嫌われるように、神も泥酔者を憎まれる。まさに我らが悪臭を放つ犬の死骸を忌み嫌うのと同じように。これらすべてのことから逃れたいと欲する者は酩酊を憎み、それによって蛇の頭を切り落とし、蛇の胴体全部を叩き潰すようにしなければならない。」

何よりもまず、修道院内の食堂にも僧房にも酩酊を招く飲み物を置かぬよう、我らの敵どものあざけりとならず、見える世界の者にも見えぬ世界の者にも非難されぬよう、細心の注意と配慮を払わなければならない。聖教父たちの規則、それにもろもろの大修道院の規定書が修道僧たちにしかるべき日のしかるべき時に酒を飲むことを命じていることは事実であるが、いつ飲んでもよいというわけではない。ある時は酒杯に三杯、ある時は二杯、またある時は一杯にとどめるべきである。かつては新旧を問わずすべての修道院に酒が置いてあったが、酩酊するほど飲むことはなかった。コンスタンチノールや聖山アトスやその他かの地のもろもろの場所に暮らしたところのある多くの高貴な人々と修道僧たちがこのことを証言しており、修道僧のみならず正教を奉ずるすべてのキリスト教徒たちは酩酊を憎み、かつ忌み嫌っている。酒は誰でも持っているが、腐れ病を避けるように酩酊を避けているのである。それがかの地の習わしであるが、土地の習わしは不文律であり、別個の掟なのである。ところが我らは酩酊をもたらず飲み物を持っている、己れを抑制することができず、酩酊するまで飲んでしまう。聖教父たちは酒杯に一杯あるいは二杯あ

るいは三杯ずつ飲むように命じているのだが、我らはこれに耳を傾けようとはせず、節度というものを知らない。酔った時の我らの節度とは次のようなものである。すなわち己れが分からなくなつて前後不覚となり、何度も嘔吐するに及んで始めて酒を飲むことをやめるのである。このような習わしと、また破滅的な風習と罪深い性質のゆえに、修道院内には酩酊を招く飲み物を置いてはならない。それは我らが酩酊の結果としてしばしば生ずる最終的な破滅と淫乱の深みに落ちこまぬためである。したがってそれぞれの修道院の僧たちはこのことに注意を払う必要がある。修道院内やあるいはどこか他の場所で酩酊した兄弟僧を見かけたり、誰かのもとに酩酊を招く飲み物があることがわかったり、あるいは食堂内でそのような飲み物を見かけたりした時には、僧たる者は決して口を閉ざしてはならず、今後はおかしくなることをなさぬように固く禁ずるべきである。

そしてこのために敬虔なるツァーリにして全ルーシの専制君主たるイワン・ワシーリエヴィチ大公陛下の命令と全ルーシの府主教マカリーイ猊下の祝福により、帝都モスクワのツァーリ宮殿に参集した霊的な司牧者たち、すなわち数多くの聖なる共住修道院と独居修道院の掌院、典院ならびに僧庵長たち、およびこの聖なる教会会議に出席しているルーシ府主教管区の大主教と主教たちは、すでに述べたように、こぞって神のために、己れの魂と体を救済するために、聖なる規則にもとづいて教会の儀式と修道院のしきたりを遵守しつつ、かつ主の戒めにしたがってキリストの御名における己れの兄弟たちの不死の魂を守りながら、主がこれを命じ助けられる限り、神の助けを得て今後は次のようにすることを決定した。すなわち、府主教管区内の大主教区と主教区において、すべての聖なる共住修道院と独居修道院において、さらには共住と独居とを問わず女子修道院においても、酩酊を招く飲み物、つまり弱い酒も強い酒もこれを貯蔵せず飲まぬこと。高位聖職者ならびにすべての聖なる修道院における修道司祭、輔祭、修道僧、女子修道院長、および長老僧たちは、そのしきたりに応じて穀物から作つたり蜂蜜を入れたりした種々のクワスを貯蔵し

これを飲むこと。イタリア酒がある場合には神の栄光のために規定の命ずる程度にこれを飲んでよいが、酩酊してはならない。なぜならば酩酊を招く飲み物は、聖使徒と聖教父たちの諸規則によって何びとに対してもきつぱりと禁じられているからであり、聖なる書き物は酒を飲むなどは述べていないが、酩酊は禁じているのである。もしも共住ならびに独居修道院において、靈的な司牧者たるそれぞれの掌院や典院が、キリストのために己れの修道僧たちと心を合わせ福音書に則ってあくまで清廉さを保ち完全なる共同生活を営み、神のために教会の儀式と修道院の勤行としたりを全うし、食べ物についても衣服についても僧房での暮らしについても、またその他あらゆることについて聖なる使徒たちと神を孕める聖なる教父たちの聖伝にしたがい、聖なる規則にいささかも背くことがなければ、すでに述べたように、そのような者は自らの労苦に対して主たる神から二倍も多くの報酬を授かり、すべての聖者たちとともに終わりの世において天国を継ぐ者となるであろう。アーメン。

なお命の始まりをなす三位一体の名を冠したセルギイ修道院における客人と応接所に関しては、通常のみまりは適用されない。これは奇蹟をなす場所だからである。そこでは客人が昼も夜も絶えることなく、彼らはかの奇蹟成就者の規定にもとづいて暮らすのである。

もろもろの大修道院では公や貴族や身分の高い役人たちが病氣あるいは老齡のゆえに剃髪し、自らの魂のためと両親の永代供養のために、莫大な新規購入地や父祖伝来の村々を寄進したりすることがある。このような者たちについては、その病氣と老齡のゆえに食堂へ行くことや僧房での食事について通常のみまりを当てはめる必要はない。適宜の判断にしたがって、このような者たちを食べ物や飲み物でいたわること。彼らのためにその好みに応じて甘いクワスや辛口のクワスや酸っぱいクワスを置くこと。食べ物についても同様である。あるいは彼らが自らの部屋を持つこと、あるいは彼らが両親から贈り物を受け取ることが許される。これらのことゆえに彼らに責めるべきではない。

- (1) ルカ伝 二二—三四。
- (2) エペソ書 五—一八。
- (3) コリント前書 六一—〇。
- (4) ビリビ書 三一—八、一九。

第五十三章 教会裁判についての公会議の回答 使徒および教父の

聖なる規則と敬虔なるツァーリたちの命令と聖使徒の

規則より

公や大貴族やあらゆる俗界の裁判官たちが、司祭や修道僧の位階にある者を裁判所に呼び出したり、ましてや裁いたりすることができないのと同様に、俗界の人々のうちのいかなる者も彼らを支配してはならない。ただ偉大にして聖なる本山教会のみが、このような者を聖なる規則の法に則り支配し裁くのであり、俗界の人々のうち公も大貴族もあらゆる俗界の裁判官も司祭や修道院や修道士たちを支配してはならない。これらはすべて神のために聖別された者であり、主教たちに託されているからで、聖別されていない者が聖別された者よりも高く置かれることがないのと同様に、俗界のうちの誰であろうと彼らを支配することはできない。ましてや俗人たちは教会から何ひとつ受け取ってはならず、たとえ教会や修道院の創立者であろうとも、教会の祝福と施し物のみを受け入れるように。しかもそれを畏怖の念と主教や司祭らの祝福とともに受け入れることにきまっている。もしも教会の法に外れて、主教や司祭らの

祝福なしに教会から品物を取ろうと企てる者があれば、このような者は聖物窃盜者に他ならず、また汚らわしい強奪者、異教の信者なのである。このような者は、泥棒であり強盜であり教会の掠奪者であり、さらに言えば神の教会の掠奪者なのである。誰であれ、もしもこのようなことをして懺悔しない者がいるならば、この者は滅びに至るであろう。なんとなれば我らの主イエス・キリストも次のように語って戒めているからである。「カエサルのもものはカエサルに、神のもものは神に納めよ⁽¹⁾」と。

(1) マタイ伝 二二—二一。

第五十四章

同じく教会裁判について 聖使徒たちによる聖なる規

則の第二の規則より その注解

神聖なる書き物も聖なる規則と律法も、俗界の裁判官たちに司祭やその他の下僧らを裁くことを禁じており、聖職に就いているすべての者たちやその他あらゆる教会、禮拜堂、およびその管轄区域におけるあらゆる支配権、統治権、保護権は、その土地土地の主教たちが保持するように命じている。もしも下僧同士の間にもめ事が起きた場合には、自らの主教を差し置いて俗界の裁判所に行ったりせず、彼らの主教かまたは代わりに裁くことを命じられた代理の者が彼らを裁かなければならない。修道僧たちやその他教会に関係する者たちについても同様で、自らの主教かまたは代わりに裁くことを命じられた代理の者が彼らを裁くようにする。もしも下僧と自らの主教、または他所^{よそ}の主教との間でもめ事が起きた場合には、主教ともどもその管轄区域の府主教が彼らを裁くようにする。もしも下僧または主

教が府主教との間にもめ事を生じた場合には、総主教が彼らを裁くようにする。これは府主教がその管轄区域において自らのもとに主教らを置いて、彼らを召集し叙任し管理するからである。また主教たちはその区域内において自らのもとにすべての教会、修道院、修道士および下僧らを置いて、これらをまとめるからである。教会のあらゆる位階や権威に反抗する俗界の者は、現世においても来世においても咎められるであろう。これについては聖使徒たちの戒律の中に次のように記されている。「自分たちと与えられていない物を持ち去る者は、ダタンやアピラムやコラや彼らの助言者である息子らのように、⁽¹⁾さらにはウジヤ王のように⁽²⁾神を怒らせるのである」。

世俗の者が聖物に手をかけることは、忌まわしくよからぬことである。また輔祭は決して奉獻礼儀を執り行なうべきでなく、また何びとに対しても洗礼を施したり、大小にかかわらず祝福を与えたりすべきではない。同様に司祭も叙任を行なったり、聖職者の位階を乱したりすべきではない。このようなことを敢えて行なう者は、我らとではなく大祭司であるキリストと戦っているのである。ピリポが宦官を洗礼し、アナニアがパウロを洗礼したとしても、彼ら二人は主教の位階を掠めたのではなく、類いなき大祭司である神から権能を受けたのである。ましてや俗人たちは主教や司祭などの聖職者や教会勤務者に干渉したり裁いたり支配したりするべきではない。もしもそれを破る者があれば、神から責められることになるだろう。使徒たちの戒律にも、各々は自らに与えられた身分のうちに留まるように、そして戒律を犯さぬようにとあり、なぜならそれは人間ではなく神の戒律だからと言っている。主は次のように語られた。「汝らに聴く者は我に聴くなり、我に聴く者は我を遣わした者に聴くなり。汝らを拒む者は我を拒むのであり、我を拒む者は我を遣わした者を拒むなり⁽³⁾」と。

(1) 民数記 一六一—一三五。

(2) 列王記下 一五―三四、歴代誌下 二六―二二。

(3) ルカ伝 一〇―一六。

第五十五章 同じく教会裁判について カルケドン公会議の聖なる

規則より第九条

もしも教会勤務者がもめ事を起こした時には、俗界の裁判官のもとには出向かずに管轄の主教のもとに行くこと。もしも教会勤務者同士が争い事を起こした時には、管轄の主教をないがしろにして俗界の裁判所に駆けこむことのないようにし、まず事の次第を管轄の主教に告げ、争いを起こした双方を主教の命令により出頭させて、主教と主任司祭たちがその者たちを裁くようにする。もしもこれに違反するような者がいれば、規則によって懲罰を下すものとする。もしも教会勤務者が管轄の主教や司祭たちともめ事を起こした時には、地方の教会会議の席で黒白を決するようにすること。

注釈。もしも教会勤務者同士が争い事を起こした時には、俗界の裁判官の前で裁くべきではなく、管轄の主教によって裁かれるものとする。俗界の裁判所に訴えた者は、規則によって懲罰を受けるものとする。同様に、教会勤務者が管轄の主教に対して何らかの争い事を起こした場合には、時を定めてその地域全体の主教たちを召集し、一堂に会した上で裁くこととする。主教あるいは教会勤務者が府主教に対して何らかの争い事を起こした場合には、全地域と全国の主教たちと府主教たちを管掌するその国の総主教によって裁かれるか、あるいはコンスタンチノーブル総主教によって裁かれるものとする。他の総主教の管轄下にある府主教を裁くこのような権能は、いかなる規則や律法によ

っても、他の総主教のうちの誰にも与えられてはならず、これはただコンスタンチノーブル総主教にのみ与えられているのである。

第五十六章 同じく教会裁判について カルタゴ教会会議の規則第

十五条より

主教や司祭や輔祭たちは教会裁判を拒否してはならない。もしも彼らのうちの誰かが罪を犯したとして告発されたにもかかわらず、教会裁判をないがしろにして、俗界の裁判官のもとに向いて、彼らの前で申し立てをし裁きを受けた場合、たとえ俗界の裁判官によってその者が無罪になろうと有罪になろうと、その者は自らの僧籍を失うものとする。かりに道徳上の問題ではなく、財産や金銭やその他の世俗の事柄について、誰かが訴訟を起こして身の証しを立てるため、教会裁判をないがしろにして俗界の裁判官のもとに向いて、その裁判官の裁きを受けることがあるとする。あるいはかりに財産や金銭やその他のものを求め、俗界の裁判官の裁きを受けることを望んで、その件について争って身の証しが立てられたとしても、その者は自らの僧籍を失うものとする。もしも俗界の裁判を無視して自分のものと認められているものでも何ひとつ受け取らないならば、その者は自らの僧位に留まるものとする。

同じ問題について。俗界の裁判官たちは聖職にある者や修道僧らを裁いてはならず、ましてや裁判所に連行してはならぬことについては、第五回全地公会の聖教父らの戒律第百六十五条に次のように述べられている。もしも俗人のうちの誰であれ僧位にある者を眨めようとしたり、あるいは身の証しを立てるのに教会裁判を強要したり、あるいは主教や司祭や輔祭やあらゆる聖職にある者を無理やり連行したり、あるいは修道院に所属するものを略奪したり強奪

したりして、キリストに捧げられた物を彼らから奪い取ろうとするならば、その者は呪われるであろう、と。

第五十七章 同じくユスチニアヌス新法の書、第七十四条より

もしも誰であれ、神聖なる機密の執行のさいや他の聖なる奉事のさいに聖なる教会堂に入りこんで、主教や教会勤務者や教会の他の使用人を侮辱したならば、その者には体罰を加え流刑に処すように命ずる。もしも神聖なる機密や聖なる奉事を乱したりその執行を妨げたりする者がいれば、その者の首を斬り落とすこととする。そしてかかる者に対する制裁は、行政の文官のみならず軍隊の司令官にも担当するように命ずる。

第五十八章 同じくユスチニアヌス新法の諸条項より

世俗の権力者は修道僧や修道女や修道院領内の娘や女を連行してはならない。修道僧あるいは教会に関わりがなくて修道院領内にいる娘や女に対して何か争い事のある者は、管轄の主教のもとに向いてその主教に申し立てること。主教は公正に修道僧や修道女を召喚し、また当該の修道院長を呼びにやり、仕丁か俗界の誰かを連れてきて、検分した上でその者たちを裁くこと。自らのもとへ敢えて連行しようとするような権力者は、その権力を奪われ、その部下ともども一〇リトラの金貨を国庫に納めなければならない。連行を行なった仕丁らは牢獄に投ぜられてしかるべき罰を受け、主教によって破門されるべきである。さらに俗界の権力者の裁判所は上記の者たちを連行してはならない。

第五十九章 同じくユスチニアヌス新法、第八十七条より

修道僧や修道女など修道の位階にある者を侮辱してはならない。いかなる形であれ、教会のしきたりを罵ってはならない。もしも誰かが敢えてこのようなことをするならば、体罰を加え流刑に処すべきである。

第六十章 同じく教会裁判について 聖者にして亜使徒たる皇帝コ

ンスタンチヌスと、聖者にして亜使徒たるキーエフと全
ルーンの大公ウラジーミルの命令より すなわち、世俗
の裁判官たちは聖職者や修道士を裁いてはならず、まし
てや裁判所に連行してはならないとする大いなる罰則を
有する彼らの靈的な戒律 その内容は以下のとおり

聖職者の資格と権威、ならびにキリスト教信仰の讚美は天上の王から与えられているがゆえに、この世で地上の王がそれらのものを支配したり裁いたりすることは罪深いことである。大いなる神聖規定と我らの聖なる書き物によって定められ宣言されたこれらすべてのことは、この世の終わりまですべての地において決められている。神の掟により主教らに付託された裁判権と教会の所領、つまり村や葡萄園や湖、および教会の税は一括して余が与え、かつ皇帝たる余の勅令により、東西南北の国々において、つまりユダヤ、アジア、トラキア、ギリシャ、イタリアおよびもろ

もろの島々において、余の命令からの免責を布告する。正教の王や支配者らが余のもとで所有するすべての地において、余は余の免責と自由を保障して、主教らに支配させることを認め、そしていかなる世俗の権力も教会の所領や税について敢えて裁きを行なったりこれを侵害したりしてはならぬこととした。余はこれを神に誓約し、余の勅令によりこの世の終わりまで永遠に変わらざるに遵守されるべく、教会の権利を不可侵かつ不動のものであると宣言する。

それゆえに余に統治を命じられた生ける神の前で、また神の恐ろしき裁きの前で、皇帝のこの決定のゆえに、すべての余の後継者たちと余の後に皇帝にならんとする者たち、つまりすべての総督、知事、ローマの貴族、余の帝国の最高機関である元老院、世界各地で余の後に王や支配者になるすべての者たち、今もこれから後もずっと余の帝国に属する全世界の人々に、これらの勅令を何ひとつ変更することのないよう、また皇帝たる余の勅令を至聖なるローマ教会に対して、全世界のその支配下にある管区すべての主教らに、何らの形にも修正することのないように命令する。これは誰もが敢えて教会財産を荒らしたり侵害したりせず、教会に侮辱を加えることのないようにするためである。もしもかかる者たちのうちの誰であれ、これを守らぬ者がいれば、それは恥知らずな者であり、このことのために永遠の非難を受け、永劫の苦しみによって罰せられるであろう。そしてその者はこの世においてもあの世においても神の聖なる御業を伝える者である使徒ペトロとパウロが自らの敵となり、地獄の責苦を受け、そして悪魔や不浄な者らとともに滅びに至るであろう。

こうして自らの手になる皇帝文書の勅令を確認した後、余は自らの手で使徒の中で長である聖使徒ペトロの尊い体である聖骨箱にこれを納めた。そして余は神の使徒にこれを固く守ることを誓い、余の後にこの地で、あるいは全世界で後を継ぐ者たち、すなわち正教の皇帝たち、王たち、貴族たちによって余の戒めとしてこの世の終わりまで守られるようにこの勅令を残した。また余の尊き師父かつ教皇たるシルヴェステル(1)と、彼の代わりにすべての彼の代理者

であるこの地と全世界の主教たちに、主たる神と我らの救世主イエス・キリストの御名において余は遺漏なくこれを告げ、また同様に他の四つの総主教座にもキリストの弟子である尊き使徒の名に因んで告げた。すなわちビザンツの総主教座には余が使徒の名に因んでアンデレと呼んだ者に、そこにいる人々を叡知へと導き、正教の教会を建てたため力を尽くすようにと告げた。同じくアレクサンドリア総主教座にはマルコの後継者に、アンチオキア総主教座にはルカの後継者に、エルサレム総主教座には主の弟ヤコフの後継者に告げ、それぞれにふさわしい敬意を余のみならず余の後継者も払うこととする。同じくすべてのキリストの教会と至聖なる府主教、大主教、主教および彼らに次ぐ長たる者たちに対して、余と余の後継者と代官たちは、神に仕える者と聖なる使徒の後継者に対することく敬意を払うであろう。汝らは前に述べた苦しみを味わうことのないように、また神の栄光を奪われることのないように、命じられたことを遵守し、聖伝を受け入れたままに堅持すること。神を畏れ、神の聖なる教会とその首長らを敬うこと。さすれば汝らは神の恩寵をこの世においても来たるべき世においても受け、光の子となるであろう。皇帝の署名以下のごとし。「神が汝ら至聖なる師父たちをいつまでも見守らんことを。四月三日」。これはローマにて我らが君主にして、いとも敬虔なる者、いとも栄えある執政官であるフラウィウス・コンスタンチヌス・ガリカヌスによって公布された。

(1) 第三十三代目のローマ教皇。在位は三一四―三三五年。

第六十一章 聖なる教会を辱める者たちに対する敬虔なるギリシヤ
のコムネノス朝マヌエル皇帝⁽¹⁾の掟

このコムネノス朝の皇帝は以下のような法を制定し、不可侵の法令として発布した。なぜならば教会の多くの指導者たちがやって来て、いかに地方長官たちが教会の財産と徴税権を侵害しているかを訴えたからである。そこで皇帝は法を制定し、次のように述べて発布した。「いたる所で余の地方長官たちや裁判官たちによって教会の財産と教会の徴税権が被害を受けていることが、教会の告訴人を通じて余の耳に届いた。そこでただちに、全世界で尊ばれるべき教会がないがしろにされていることが明らかになった。府主教庁、大主教庁、主教庁、修道院およびすべての聖堂は、たとえ東方の国々にあっても、全世界において神に捧げられているからには、余の以下のような書状のゆえに、これらはこの世の終りまで供物としてあり続けるであろう。すなわち町であれ村であれ、沼沢であれ湖水であれ、あるいは市場や倉庫、教会の建物内に買われたり税によって教会裁判のもとに置かれている奴隸たち、あるいは葡萄園や菜園、あるいは教会の品物のうちの何であれ、これらのものについては余が審査して、法を制定し公布したのである。余の地方長官たる者は誰であれ、これらのものを破棄してはならない。同様に、教会の建物内に与えられたり買いこまれたりしている限り、これらのものは教会裁判のもとに置くものとする。したがって、余の地方長官や余の裁判官たちのうちの何びとといえどもこれを裁いたり捜索したりしてはならない。

もしも余の地方長官や裁判官のうちの何びとであれ、教会に対して売り渡されたものや、誰かから譲り受けたものや、寄進された何かを無効として、敢えて裁いたり捜索したりしようとした場合、この者の家屋は容赦なく教会の建物として没収されるであろう。そしてこの者自身は生きている限り名誉毀損者となり、余が神意にかなうように教会と修道院に対して定めた法令に違反したかどで、その位階と余に対する職務から追放されるであろう。

このゆえに神は余にその無限の賜物のうちからわずかながら何らかの恵みをもたらし、余はそれを神の恵み豊かな右手より受け取っている。このために余の地方長官や裁判官のうちの何びとであれ、教会や修道院のいかなる財産も、

それが贈与されたか買入れられたかを問わず、決して裁いたり搜索したりしてはならない。なぜならば余は神の御名と神の栄光のゆえに、これらすべての財産や徴税権を神の教会に付与したからであり、それらが神の頼もしい右手の中に保全されることを望んでいるからである。これは一つには、肉体を持つ人間は互いに争ったり過ちを犯しているので、この者たちについて神に慈悲と赦しを乞うためであり、また一つには、偉大な王たるキリストの兵士として、年少の頃より修道士の生活に専心し、目に見える敵や目に見えぬ敵に対する援助者で屈強な擁護者と見なされる聖霊を完全に身につけている者たちからの助けを得んがためである。

したがって、もしも余の地方長官や裁判官や貴族たちのうち誰であれ、財力やら強制やら買収やら何らかの狡猾さによって、敢えて神の教会を侮辱しようとするならば、それは余の定めた法令に違反して、神に捧げられたものと神の大きいなる教会を、さらには東方であれ西方であれ、すべての府主教、大主教、主教ならびにすべての修道院のそれぞれの管轄のもとにあるものを侮辱していることになる。というのは、それらの場所では、全世界において既に前にも述べたように、神に捧げられた町や村、沼沢や湖水、市場や倉庫、あるいは教会の建物内に買いこまれたり税によって教会裁判のもとに置かれている奴隷たち、葡萄園や菜園、あるいは教会の財産のうちの何であれ、その者はこれらのものを軽んじ侮辱し破棄しようとしているのである。

まず第一に、かかる者は最後の審判の前に立たされた時には、聖三位一体の光と慈悲を見ることもないし、十二使徒のうちのユダのごとくキリストの弟子の仲間からは取り残されるであろう。さらにかかる者は、古き昔の初期の聖者や義人や、神を孕める教父たちから呪いを受けることになろう。

(1) マヌエル二世、在位一二四三—一八〇年。

第六十二章 同じことについて 敬虔なる皇帝ユスチニアヌスの新

法集、第一条より

人間界にあって何物にもまして偉大なのは、天上より人間への愛として与えられた神の二つの贈り物たる教権と帝権である。一方は神聖なるものに奉仕しているのであり、他方は人間たちを支配し保護しているのであるが、この両者は同じ一つの源より発しており、ともに人間の生活を飾っている。聖職者の誉れほど帝権にとって助けになるものはなく、すべての者はこの両者のため常に神に祈っている。

もしも両者がすべてにおいて過誤がなく、神に対する果敢さを持ち、正当に自らに託された都市と彼らの支配下にあるものを飾ろうとするならば、人間の暮らしに善をもたらす何らかの善き調和が生まれるであろう。もしも神の言葉の証人たちが言い伝えて使徒たちと聖教父たちが堅持し遺戒として言い残した聖なる規則が、正しく称讃され叩拝されて、それが遵守されるならば、余はこうなるものと確信する。

第六十三章 同じことについて 聖亜使徒たるキーエフおよび全ル

ーシの大公ウラジーミルのツァーリとしての遺言と法

律には次のように書き記されている

父と子と聖霊の御名により聖なる洗礼にさいしてワシーリイと名付けられた、スヴァトスラフの子にしてイーゴリ

と至福なるオリガ公妃の孫にあたる公たる余ウラジミルは、聖なる洗礼をギリシヤ皇帝コンスタンチヌスと帝都の総主教フォティオスから受け入れ、その総主教からキーエフに最初の府主教としてミハイルを受け入れて、そのミハイルが全ルーシの地に聖なる洗礼を施したのである。

その後多くの年月を経て、余はいと清き聖母の十分の一税本山教会を建立し、この教会に我が全公領から十分の一税を与えた。また同様に全ルーシの地において、余は我が公国の教会裁判の罰金から十分の一を、毎週開かれる市の取引税から十分の一を、また各戸からは毎年あらゆる家畜とすべての収穫物からその十分の一を、栄えある救世主教会と栄えある聖母教会に与えた。その後、余はギリシヤの教会法規集を調べてみて、その中で公やその貴族やその家令たちは教会の裁判と訴訟を行なつてはならない、と書れているのを見出した。そこで余は我が子とすべての公およびすべての貴族たちと協議して、余はこのような裁判権を神の教会と我が師父たる府主教と全ルーシの地のすべての主教たちに与えたのであり、今後は我が子たちも孫たちもまた我が一族も、永遠に教会の人々と彼らの裁判に介入してはならない。余がこれらすべてを神の教会に与えたからである。そしてすべての町や郷や村において、またキリスト教徒たちがどこに住もうとも、余は我が貴族と家令たちに教会裁判を行なわないうように、また十分の一税については府主教付きの裁判官をさしおいて我らの公の裁判が裁かないように命令する。

教会裁判が扱うのは以下のものである。離婚、姦通、強姦、誘拐、夫婦間の財産問題、一族間および教父母間での結婚、魔術、魔法、妖術、呪術、まじない治療、淫蕩、毒草使い、異端、齒で噛み付くこと、あるいは子が父親を殴ること、あるいは娘が母親を殴ること、嫁が姑を殴ること、あるいはは父母に対して汚い言葉で悪態をつくこと、姉妹や子たちや一族間での遺産に関する訴訟問題、教会の中での窃盗行為、死者の持ち物の掠奪行為、十字架を切り刻んだり壁にある十字架から木切れを盗み取ること、あるいは家畜や鳥や犬をいたずらに教会内に連れこむこと、あるいは

は教会の中で何か不謹慎なことを行なうこと、あるいはある男の妻が他の男を胸に抱いたという理由から二人の男が互いに殴り合うこと、あるいは獣姦、あるいは穀物乾燥小屋の下やライ麦畑の中または木立の下でまたは水辺で祈ること、あるいは生娘が赤子を産み落とすこと。すべてかかるすべての行為の裁判権は、我らより以前に律法と聖教父たちの規則に則って、キリスト教徒の間ではキリスト教の皇帝と公たちから神の教会に付託されている。

いかなる皇帝も公も貴族もまた公の裁判官たちも、このような教会の裁判に介入することはできない。余も同じく、草創の皇帝たちの決定と大いなる高位聖職者たちの全地公会の決定に則ってすべての権限を教会に与えているからで、したがって公も貴族もまた公の裁判官たちも神の律法によってかかる教会裁判に介入することは許されない。何びとであれこの規定を犯す者がいるならば、この者は神の律法によって許されるべきでなく、罪と苦しみを自らに背負うことになるであろう。

そして余はわが家令たちに教会裁判を侮ることのないように、また俗界の裁判収入からはその十分の九を公に、十分の一を聖なる教会と我らの師父たる府主教に与えるように命ずる。これは、町や市場のあらゆる物差し・秤・升といった度量衡と同じく、初めから神によって彼ら主教たち、およびその主教庁に付託されているのである。神によって初めからそのように定められているので、府主教はこれらすべてのことを遺漏なく遵守しなければならぬ。なぜならば、府主教はこれらすべてのことに対して、人間の魂に対するのと同じく、大いなる裁きの日に責めを負わなければならないからである。

教会の規則にしたがって府主教に託されている教会の人々とは以下のとおりである。すなわち典院、女子修道院長、司祭、輔祭、司祭の妻、輔祭の妻、および彼らの子弟、聖歌隊員、修道士、修道女、聖餅焼きの女、寺男、病氣平癒嘆願者、老婆、寡婦、寄進されたる者、託身者、巡礼、盲人、足萎えの者、修道院付き病人、隠遁者、巡礼

世話係、修道士の衣服を脱ぎ捨てた還俗者、教会の慈恵院の人々。府主教はこれらの者たちにかかわる裁判と訴訟を統轄する。教会と公の共同裁判の場合には、裁判税と訴訟税は折半とする。

何びとであれ、余が聖教父の規則と草創の正教の皇帝たちの命令にもとづいて定めたこの規則を犯すならば、この規則を犯す者がたとえわが子であれ、わが孫であれ、わが曾孫であれ、諸公であれ、貴族であれ、またいずこの町の代官であれ、裁判官であれ、また家令であろうと、その者は教会裁判を侮辱し侵害するのであり、かかる者はこの世でも来世でも前後七回の全地公会の聖教父たちによって破門されるであろう。

このゆえに、正教のすべてのギリシヤおよびルーシの皇帝たちは、神による罰と、聖使徒たちおよび七回の全地公会の聖教父たちによる、あるいは地方および個別の教会会議の諸聖者たちによる、前述のような畏怖し驚歎すべき大いなる戒律と誓約とを畏れたのだった。教会会議では彼ら聖教父たちが全員参加のもとに次のように宣言し、聖霊の御名において証印した。「たとえいかなる皇帝や公であれ、またいかなる位階にある者であれ、高位聖職者の裁判を行なったり、あるいは聖なる教会や聖なる修道院から、神に永遠の供物として捧げられた動産やら不動産やらのうち何かを横領したり強奪したりするならば、かかる者は神聖なる規則に則って神から聖物冒瀆者として宣告され、また聖教父たちから永久破門に処せらるべきである」。

第六十四章 同じことについて キーエフおよび全ルーシの府主教

キプリアン⁽¹⁾の教会裁判に関するブスコフ宛ての書簡

キーエフおよび全ルーシの府主教たる余キプリアンはここに、聖なる使徒と聖教父たちの聖伝ならびに敬虔なる皇

帝たちの法に則り、神の教会と府主教庁と主教庁の権限を、以下のように定める。すなわち、府主教庁と主教庁に所属する者たち、つまり修道院内の者、すなわち典院と修道僧、司祭と輔祭、およびすべての教役者は、すべからく大主教の支配のもとにあってその命令にしたがうべきであり、俗人は決して教会の訴訟沙汰に介入することはできない。もし典院、司祭あるいは修道僧のうちの誰かが俗界の権力者の力に頼って大主教の権限を奪おうとするならば、神聖なる規則はかかる者を追放して破門に処し、一方それらの者を利用して介入しようとした者には祝福が与えられない。また神の教会に属する郷、村、土地、河川沼沢、諸税は、それが購入されたものであれ誰かが故人の永代供養のため寄進したものであれ、俗界のキリスト教徒たる者は誰もこれに介入してはならず、介入しようとした者は神聖なる規則により祝福を与えられない。これゆえに全ルーシの府主教たる余キプリアンは、同様の神聖なる規則に則り、この書状をノヴゴロド主教庁なるソフィア寺院にいる余の息子にして大ノヴゴロドの大主教たるイワンに与えた。さらに典院を含め修道士の身分にある者はすべて、またすべて司祭職にある者も、大主教に服従し聴きしたがわなければならぬ。同様に、以前の大主教の時に属していた郷、村、土地、河川沼沢、およびすべての諸税は、今もなお聖ソフィア寺院と大主教イワンに帰属するものとする。土地であれ、河川沼沢であれ、教会の諸税に介入してはならず、聖なる規則による処罰を受けないように留意すること。介入しようとしていた者は、ただちにやめるがよい。聖なる規則と聖なる公会議の聖伝と余の教えに聴きしたがう者には、神といと清き聖母と余の祝福があるであろう。また余の命令を聴こうとせず、神の教会を冒瀆しようとする者には、神といと清き聖母の恩寵も余の祝福も与えられない。この書状は六九〇〇年八月二十九日モスクワにおいて手交された。

(1) 十四世紀末から十五世紀初めにかけての府主教。生まれはブルガリア人で、教会行政に辣腕をふるった。

第六十五章 俗人が司祭たちを裁判にかけ処罰し判決を下している

ことについて

キーエフおよび全ルーシの府主教たる余キプリアンは、プスコフにおいて俗人が教会の事柄で司祭たちを裁判にかけ処罰していると聞いた。これはキリスト教の法に背くものであり、俗人は司祭を裁判にかけるとも処罰することも判決を下すことも、また一言の非難の言葉を浴びせることも許されないのであって、司祭たちを叙任する主教が彼らを裁き処罰し教え諭すのである。余の子たる汝らプスコフ人は、身分の高き者も低き者も、司祭たちを裁判にかけたり、処罰したりすることによって、自らの魂に罪を犯すことなく、全プスコフが非難を受けることのないように心がけなければならない。

また余は、ある若い司祭が妻を失つてのち再婚したと聞いているが、このような者についても同様に汝らは裁判にかけることが許されないのであって、何事にも関与しないように注意すること。司祭たちを叙任する主教だけが彼らを統括し、任命したり解任したり処罰したり裁判を行なったりして教え諭すのであって、汝らがこれらの問題に介入することは許されない。このように神の教会と主教が任命した者については、汝らはその任命状にしたがってその者をその位階に留めおくべきである。

また教会の土地や村は、購入されたものであれ、信者の死にさいしてその教会に寄進されたものであれ、汝らうちの何びともこれらの土地に介入してはならず、神の教会を侮辱しないようにすること。さもなければ、神によって大いなる罰をこうむることになる。

それゆえに余も、神が余に与え給うた位階と権限としたがって、余の子たる汝らに教え諭すのであり、汝らは余の言葉に聴きしたがわなければならぬ。この書状に背く者は、神の恩寵もまた余の祝福も受けられず、聴きしたがう者のみに神の恩寵が与えられる。この書状は六九〇三年五月十二日大ノヴゴロドにおいて手交された。

同じことについての第七回公会議における聖教父たちの規則。破滅を招く新しき法を受け入れることを望まず、堅く真なるものを守りとおすこと。神が肉体をもって到来することを、言葉と口で、心と頭で、聖書と聖像を通じて信じ、その信仰を守らなければならない。また同様に、聖なる教会が受け入れた聖なる規則や律法や掟も、さらには聖使徒と尊き教父たちおよび敬虔なる皇帝たちが伝えた成文または不成文の聖伝も、変わることなく守らなければならぬ。これらを守らずに聴きしたがわぬ者は永遠に苦しめられるであろう。一方これらを守っている者たちは、永遠の生命を受け継ぐ者となるであろう。

第六十六章 教会裁判についての回答

それゆえ主教たちは聖なる規則に則り、それぞれの管区内において共住と独居のいかんを問わず、すべての修道院と聖なる女子修道院の掌院や典院や尼僧院長や僧庵長や修道司祭職にある者たちすべて、および教会の勤務者全員に対して、あらゆる事柄に関し神の意に添って靈的にも肉体的にも彼らを監督し、主教であるからには彼らに対して常に意を用いて役に立つように心がけ、あらゆる徳目について彼らに教え諭すべきである。また主教たちは彼らに宴会や贈り物を強要してはならないし、ましてや聖なる規則に反して、府主教庁や大主教庁や主教庁において前任者によって台帳と証文にしたがいが制定された租税と貢租より多くの過剰な報酬その他を手に入れようとたくらんでならぬ

い。そして同じく聖なる規則に則って、すべての主教たちは各自その管区内において、靈的な司牧者たる掌院や典院や女子修道院長および修道女らや僧庵長や修道司祭職にある者全員に対して、主教が自らすべての靈的な問題について嚴重に審理調査し、合議の上で聖なる規則に則って裁判を行ない、教会裁判を完璧たらしめること。

第六十七章 裁判にかけられぬ特許状について

修道院の掌院や典院や僧庵長の中には大公の発行したツァーリ特許状を有する者があり、その中には次のように記されている。「掌院、典院、司祭、修道士、教会のすべての勤務者が主教によって裁かれぬこと」。これらの証書は聖なる規則に反して与えられたものである。

これについての回答。今後はかかる証書はあってはならず、主教自らが合議の上で聖なる規則に則って各自の管区内において、掌院、典院、女子修道院長およびその修道女、僧庵長、長司祭、修道司祭職にあるすべての者、扶持受けの司祭と輔祭および教会の勤務者全員に対して、靈的な問題について、また殺人と現行犯での強盗とを除くその他の事柄について、裁判を行なう。あるいは主教は他の者に裁判を行なうように命じてよいが、俗権の裁判に委ねてはならない。また修道僧と修道院の下僕およびすべてのキリスト教徒に対しては、掌院と典院が本山教会の長老僧とともに内輪であらゆる問題に関して自ら裁判を行なうか、あるいは他の者に命じて裁判を行なわせる。靈的な問題以外の事柄についてもそれらの者に対して審理を行なうのである。また修道院内の下僕やキリスト教徒の誰かに対してツァーリにして大公の小士族や全キリスト教徒つまり諸公領や主教領や修道院領のキリスト教徒が、さらには町の住民やその他の者たちが、何かを告訴したり土地についての係争を生ぜしめた場合には、これらすべての問題に関して

ツァーリにして大公の宮内長官たる貴族が、上記の者たちに与えられた特許状にもとづき裁判を行なう。しかし掌院、典院、長司祭、司祭、輔祭、修道士、および教会のすべての勤務者らに対しては、町や村や郷において諸公も貴族も宮内長官も代官も、さらにすべての俗権の裁判官も彼らを裁いてはならない。

また掌院、典院、司祭、輔祭、教会のすべての勤務者、修道司祭、修道士および修道女の中のある者が、たまたま俗人に対して自らの損害を告訴するような時には、彼らは事件の審理を主教あるいは十分の^{エン}一^ヤ税徴収官^{ニク}に要請する。そして俗権の裁判官と教権の裁判官、および裁判に陪席するように命ぜられた十人長司祭と地方^{ゼム}長老^{スキ}の面前で自らの損害を陳述し、裁判官たちは法^{ステツ}典^{ニク}とツァーリの勅令集および會議法典に則ってその者に対する審理を行なう。

第六十八章 掌院、典院、司祭、輔祭について、および司祭と修道

僧の位階にある者すべてについての公会議の回答

靈的な問題やあらゆる事柄について誰かが何らかのことでこの者たちを訴えたり、あるいは彼らが損害賠償やその他のことで訴えている時には、当該の事件についてできる限り法典に則って取り調べを行ない、そのことについて人を派遣し、「一人または三人の証人の前であらゆる言葉が述べられるように¹」¹という福音書の言葉にしたがって、多くの目撃者や信頼のおける証人を対決させて取り調べるように命ずる。そしてこれにしたがうことにより、十字架への接吻も決闘もなしに事件を審理すること。最も罪深い咎でも聖なる規則に則って宣誓や十字架への接吻にはよらず信頼のおける証人や多くの目撃者を抛り所として裁くこと。裁判に出廷するような証人がいなくて取り調べを行なうことができない場合で、十字架への接吻や決闘に頼るしかなくなったとしても、十字架への接吻や決闘は認めずに、

神の裁きに委ねて籤くじを引き、先に当たりを引き当てた者を正しいと認めること。事件の決着がつかない時もあるが、このような場合でも法典や取り調べにしたがって裁判を行ない、それによって事件を結審すること。十字架への接吻や決闘を司祭や修道士の位階にある者に強要してはならない。誰かが財産のことで司祭や修道士を訴えた時、彼らが借用証を持っていないというのであれば、それだけで有罪である。同様に司祭や修道士自らが誰かを財産のことで訴えた場合、彼らが同じく借用証を持っていないというのであれば、それだけでこの者たちは罰せられる。また十字架への接吻や決闘は、司祭や修道士の位階にある者に対しては聖なる規則に則っていかなる場合にもこれを強要してはならないが、ただし殺人と現行犯の強盗は除かれる。このような罪科については俗権の裁判官がツァーリの法典にもとづいて裁くこと。修道院ならびに修道院の資産を管理して全修道院の財産を書き出すのは、ツァーリにして大公の宮内長官と書記であり、彼らは掌院、典院、僧庵長、僧団の長老僧らにこれを命令することができる。掌院や典院や僧庵長の全収入および支出を計算するのは、ツァーリにして大公の宮内長官と書記、またはそれを委任された者であり、彼らはツァーリの言葉にもとづいて教会裁判が遺漏のないよう指示すること。

府主教の都合がつかない時には、その代わりにサライとドンドの主教をしてすべての掌院と典院との合議の上で聖なる規則にしたがって、掌院、典院、女子修道院長、長司祭および修道司祭の位階にある者すべてに対して霊的な問題に関して裁判を行なわせること。府主教庁の貴族は教会裁判に陪席してはならないが、ただし裁判経過を記録すべき書記は除かれる。主教は決闘や十字架への接吻を強要せず、二人または三人の前であらゆる言葉が述べられるように^①に」という福音書の教えにしたがって裁判を行ない、そして多くの信用の置ける証人を抛り所として取り調べること。主教は合議の上で掌院、典院、女子修道院長、長老修道女、長司祭、修道司祭、修道士、長輔祭、輔祭、読経者、聖歌隊員らに対する裁判を行ない、信頼の置ける証人を抛り所として取り調べを行なうから、その裁判記録を府主教

の前に置き、原告と被告の双方を書類の前に差し向かいに立たせること。府主教は公けの席でこの裁判記録を聴取し終えてから双方に以下のように尋ねるのである。「これらの靈的な問題に関して主教の面前での裁判はこのようなものであったのか」と。そして原告と被告の双方が裁判はそのとおりであったと言えば、府主教は合議の上でこの裁判記録を聖なる規則に則って審議し、このことについて彼らに判決を下すこと。裁判記録を原告と被告の双方が否認したり、あるいはそのうちの一方が不服を申し立てる場合には、その裁判記録を信用せず¹に主教を信用すること。

また共住と同居とを問わず、聖なる大修道院の靈的な司牧者たる掌院と典院に対して告訴人が行政上の係争や靈的な問題について訴えてきた時には、主教は遇番執行吏^{ホニエリレンツ}に書状や召喚状を持たせて派遣せず²保証も与えないで、彼らのもとへ自らの印章を捺した書状と一緒に告訴人を派遣して、双方が和解に達するようにさせること。主教はかかる告訴人が期限内に出頭するように、この者に対して保証を与えねばならないが、そのさいにこの者と和解してはならない。告訴人が保証を与えなければ、この者には書状を与えてはならない。掌院や典院に対するこの種の召喚状における期限は、靈的な問題を除いて、恵与状ならびに手元にあるツァーリの教会法典に則って書きこむこと。告訴人はこの召喚状を掌院や典院に僧団が集まっている場で手渡すこと。もしも掌院や典院と告訴人との間に和解が成立しなければ、被告は自らの代わりに召使を答弁に遣わしてもよいし、自分自身が答弁に出てもよい。それは思いのままである。靈的な問題に関しては、主教の命ずるとおり掌院や典院が答弁に出るものとする。主教の命令にもかかわらず掌院や典院が答弁に現われず、代理人も遣わさない場合には、管区庁から彼らを呼びに召喚状とともに裁判執達吏^{プロリスツクツ}を派遣し、彼らを主教の前に立たせること。靈的な問題についてはその旨を彼らにはっきりと書き送り、召喚状にしたがって本人をして直ちに主教の前に出頭させる。主教は自ら靈的な問題その他について掌院と典院を原告の面前に立たせ、合議の上で裁判を行ない、慎重に取り調べをして、あらゆることについて聖なる規則に則りそれらにいささかも違うこ

となく彼らに対する審理を行なうこと。

同様に共住と独居とを問わず女子修道院の場合にも、靈的な問題その他について主教は女子修道院長と修道女たちを右に述べたとおりに裁くこと。

ツァーリの貴族たる宮内長官、府主教庁の貴族、大主教庁や主教庁の貴族は、いかなる場合にも掌院、典院、女子修道院長、僧庵長を裁いてはならず、主教自身が聖なる規則にしたがってこれらの者を裁くのである。婚資契約状、遺言状、債務契約、担保、暴力沙汰、強盗など靈的な問題以外の事柄については、司祭、輔祭、その他の教会勤務者ならびに俗人を裁くに当たって、主教はそれを自らの貴族に命ずるものとする。その裁判においては、貴族とともに長老司祭、五十人長、週番に当たっている二人ないし三人の十人長、さらに町の長老、^{ツェホフアイリヒ}宣哲役人、およびツァーリの命ずる地方書記が陪席しなければならない。町の長老と宣哲役人と地方書記は、その裁判の審理経過を一語一語記録に取ってそれを手元に保存し、書記はその記録に署名をすること。一方、地方書記あるいは長老と宣哲役人自身と裁判に陪席した司祭は貴族の手元に残すものと宣哲役人の手元に残すものの双方の裁判記録に自分の署名をし、注意深く保存して、改竄したり書き直したりされないようにしなければならない。その裁判記録は書記がツァーリの法典にもとづいて貴族の職印を捺してから自分の長持ち箱に収めること。それを下僚に渡してはならない。最後に貴族は裁判記録を主教の前に置き、原告と被告をその前に立たせる。主教はその記録を聴取し終えてから、原告と被告に向かって「裁判はこれに相違なかったか」と尋ねる。「そのとおり」という返答があれば、主教は有識者たちとこの記録を検討してから判決を下すように命じ、ツァーリの法典と教会法典に則って有罪者から罰金を徴収するように命ずる。もしも原告と被告のどちらかが記録に偽りありと主張して反対すれば、主教は貴族のもとで裁判に陪席した司祭、長老、十人長、ツァーリの宣哲役人、および地方書記らに問い合わせ、彼らに審理を行なうように命ずる。

府主教庁、大主教庁、および主教庁には一定の町や地区ごとに、はるか以前の偉大なる奇蹟成就者ビョートル、アレクセイ、ヨナの時代以前から十分の一税徴収官が置かれて、それ以後今日にまで至っている。そして彼らは修道司祭の位階にある者の全員ならびに教会勤務者とその他の俗人に対して、婚資契約状、債務契約、暴力沙汰、強盗など靈的な問題以外のことについて監督し裁判を行なってきた。今後も同様に府主教庁、大主教庁、および主教庁に属する町々に十分の一税徴収官を置き、彼らに司祭と輔祭、およびすべての教会勤務者と俗人を婚資契約状、遺言状、債務契約、担保、暴力沙汰、強盗など靈的な問題以外のことについて裁かせること。十分の一税徴収官のもとの裁判には、二、三人ずつの長老司祭と十人長、ならびに地方長老、宣誓役人、ツァーリの命ずる地方書記が出席しなければならぬ。これらの長老、宣誓役人、地方書記は、審理経過を一言一句裁判の記録として残し、それらを手元に保管すべきである。十分の一税徴収官はその記録に署名し、地方書記あるいは長老と宣誓役人自らが十分の一税徴収官の手元に残される裁判記録に同様に署名し封印をする。それは前に述べたように、その事件が改竄され書き直されることのないよう用心するためである。また主教の許可なく、司祭と輔祭に対して決闘や誓約を強要してはならない。十分の一税徴収官らはその他のいかなる事件においても、裁判とその審問において賄賂を取ることなく、神の真理のため司祭と輔祭に対して審理すること。彼らは有罪と認められた者から、ツァーリの法典と勅令に則って罰金の十分の一の手数料を徴収する。彼らはその者らに対して結審に至らない事件がある場合には、原告と被告の双方に主教の前に出頭する期日を定める。そして主教は裁判記録を聴取し終えてから、それにもとづいて被告に判決を下す。十分の一税徴収官は居酒屋を持つべきではない。自分の飲料用以外に酒を所持してもいけない。

靈的な問題に関して十分の一税徴収官は何びとをも裁いてはならず、彼らは被告に主教の前に出頭する期日を定める。そして主教自身がその者らに対する裁判を行ない、司祭の中の誰かに命じて、審理をさせる。十分の一税徴収官

が不当な裁判を行ない賄賂を取ったり案件を引き延ばしたりして裏取引を行なうならば、長老や宣誓役人や彼らとともに裁判に陪席している司祭ならびに地方書記は、十分の一税徴収官に向かつて裁判を正しく行ない賄賂を取ることもないように申し入れるべきである。もしも彼が聞き入れない場合には、長老と宣誓役人と地方書記は、その事実を主教宛てに書き送らなければならない。そして主教がこれを取り上げないなら、長老はそれについてツァーリに書簡を送ること。かかる十分の一税徴収官には、ツァーリと主教から厳罰が下されるべきである。そしてツァーリの法典に則って、かかる者からは受け取った三倍の額を罰金として徴収するように命じ、十分一税徴収官の職を取り上げるべきである。裁判において不正があり、貴族や十分の一税徴収官や地方判事らがぐるになってあらゆる不正行為や裏取引がなされる場合には、それについて多くの証人によって彼らを告発しなければならない。かかる裁判官らはずべてツァーリから厳罰に処せられ、前に述べたように主教からも同様に厳罰に処せられるべきである。

これまで府主教管区、大主教区、および主教区において十分の一税徴収官や徴税官が町や地区を巡回して主教のための税を台帳にしたがって徴収し、また自分のための税を台帳や証文にしたがって、古くからのしきたりどおり徴収してきた。そしてこのために司祭や輔祭らにとっては、それが十分の一税徴収官や徴税官から受ける大いなる困窮と出費となってきた。今後はツァーリの忠告と会議の法令集にもとづいて、府主教管区、大主教区、および主教区において十分の一税徴収官や徴税官は町や地区を巡回してはならず、それらすべての町や地区に十人長司祭とツァーリが任命する地方長老と宣誓役人を置くべきである。そしてかかる長老と宣誓役人は、十人長司祭と宣誓役人とともに主教への税や十分の一税徴収官と徴税官の手数料を台帳や証文にしたがって徴収する。ただし人の住まない場所や不入権のある場所、あるいは患与状や免租状のある場所は除かれる。そして彼らは、毎年キリストの生誕祭か四旬節第一日曜日に税をそっくり主教に渡すようにする。税が台帳どおりにきちんと納入されない場合には、主教はツァーリ大

公の勅令にもとづいて、かかる地方長老や長老司祭や宣誓役人に対して督促するように命ずるべきであるが、ただし料を課してはならない。

(1) テモテ前書 五―一九。

(2) このあたりテキストに混乱があつて文意がよくとれなかった。

(3) これらの三人はいずれも十四世紀から十五世紀にかけてのロシア府主教。

第六十九章 結婚税について ツァーリの勅令と会議の法令集より

司祭や長老司祭や十人長は、府主教管区、大主教区および主教区に属するすべての町や地区や村において結婚税を要求しこれを徴収している。ツァーリの勅令にもとづいて、その金額は初婚では一アルティン、再婚では二アルティン、三度目の結婚では四アルティンを取っている。そして徴収した金銭を主教の金庫に入れ、そのさい主教付き貴族や十分の一税徴収官の裁判に陪席する地方長老と宣誓役人の立ち会いのもとで、十分の一税徴収官と徴税官への費用と一緒に、キリスト生誕祭か四旬節第一日曜日に台帳にしたがつて金額を渡している。本山教会に属する長司祭と司祭も同様に自分の取り分の結婚税を徴収している。かかる長司祭と十人長は次のことを固く守ること。すなわち、結婚税を着服してはならない。またいずれの司祭も自分の教会で何回結婚式を行ない祈禱を行なつても、結婚税を全額渡さねばならない。結婚税の一部を着服した司祭が摘発された場合には、長老司祭と十人長はその司祭からツァーリの法典に則つて二ルーブル四アルティン一デンガ半⁽¹⁾ずつをその罰金として徴収し、その金は税と一緒に主教の管理す

る出納係に引き渡される。かかる長老司祭と十人長には敬虔で有能な善き司祭を選び、彼らに結婚税に関する認可証を与えるようにする。そして彼らに与えられる認可証には以下のことを記載する。すなわち、教父母関係や媒酌関係、親戚縁者の関係での結婚をさせないようにし、これについて力の限り厳格に調査すること。また四度目の結婚は決してさせてはならず、祈禱を唱えてもならない。さらに妾を手元に囲わせず男色に溺れるような汚れた行ないは決してしないように固く禁じ、正教キリスト教徒たる者は自分の妻とともにキリスト教の掟と聖なる規則に則って暮らすように教え諭すこと。なぜならば、正教キリスト教徒は完全なる敬虔と純潔のうちに生活すべきだからである。

すべての町と村にある聖なる教会の司祭、長老司祭、十人長および五十人長は、神聖なる規定と聖なる規則にもとづいて教会での勤行と聖なるしきたりが遵守されるよう監視しなければならない。これは、司祭と輔祭をして聖職者にふさわしく純潔と懺悔とその他の善行のうちに暮らすようにさせ、酩酊を招く飲酒を節制し、泥酔することがないようにさせるためである。また教会での勤行と規則が、あらゆる聖なる教会において規定に照らして完全に秩序正しく混乱のないようにし、すべてのことにつき聖使徒と聖教父の聖伝および聖なる規則に則って何ひとつ変更を加えてはならない。さらに自分の教えの子であるすべての正教キリスト教徒に、神への畏怖の念を教え諭すようにしなければならない。これは、彼らが神の教会に足を運び、自らの聴罪司祭のところへ妻子とともに懺悔にやって来るようにし、神聖な勤行のさいには畏怖と恐懼の念をもって祈禱に参列し、一心不乱に各自が自らの犯した罪について神に祈るようにさせ、教会の中では噂や余分な私語を交わさないようにさせるためである。司祭や輔祭の中には泥酔したり神の教会や神聖なる勤行に無頓着な者がいるが、このような者に対して長老司祭と十人長は、悔い改めて泥酔するほど飲酒をしないように導き、悪い習慣をやめるよう厳に注意すべきである。それは「この世は誘惑ゆえに禍である」と言われているように、この者たちが俗人を誘惑しないようにするためである。さらに「世を騒がせる者は罪を受け

るべし⁽³⁾」とも言われている。またあらゆる教会のしきたりについて聖使徒と聖教父の聖伝に則って、この者たちに力の限り意を用いるようにさせる。もしもこれらの者が長老司祭と十人長の言うことに耳を傾けようとしない場合には、長老司祭と十人長はこのことを主教宛てに書き送るべきである。そしてかかる無法な司祭と輔祭は、聖なる規則にもとづいて主教から厳しい懲罰を受け、その上で永遠の僧籍剝奪に処せられるべきである。

長老司祭と十人長は、すべての司祭と輔祭が叙任証、着任祝福状、転出許可証を所持しているか、自らが上納金を集めるさいに村々で検分すること。そして司祭と輔祭の中に叙任証、着任祝福状、転出許可証を持たない者がいた場合には、かかる司祭と輔祭に対しては勤行を禁じ、その者を保証ポルカを受け取りに主教のもとへ遣わさねばならない。

新任の十分の一税徴収官が町へ赴任した時は、村の司祭と輔祭を除くその町の司祭ならびに輔祭の全員が、恵与状と叙任証、着任祝福状と転出許可証を、長老司祭と地方長老ならびに裁判で十分の一税徴収官と陪席する宣誓役人の前で、この十分の一税徴収官に対して提示しなければならぬ。そのさい彼らから金銭は受け取らないこと。またこの時に叙任証や転出許可証を持たない司祭や輔祭がいるならば、十分の一税徴収官はその者を保証を受け取りに主教のもとへ遣わさねばならない。

司祭や輔祭たちの中に新たに任命されたか、あるいはある教会から別の教会へ移籍する者がいれば、その者はやはり長老司祭の面前で自分の保証書を十分の一税徴収官に提示して、昔からの慣習にしたがって異動のための金銭を支払うこと。十分の一税徴収官は、これらの保証書を受け取ったまま自分の手元に残してはならず、点検したならばだちと同じく長老司祭と司祭の面前で彼らに返すこと。また村の司祭と輔祭については、十分の一税徴収官は彼らが保証書を持っているかどうかを検分しなくてもよい。なぜならば、十人長と地方長老が上納金を集めるさいに保証書を検分しているからである。持っている保証書に署名がなかったり転出許可証を持たない者がいれば、その者はただ

ちに十分の一税徴収官ではなくて主教のもとに出頭すること。転任または新任の司祭がいる場合には、徴税官は彼らから異動のための金銭を受け取って、これを十分の一税徴収官に手渡すこと。

しかと確認しておかなければならないことは、高位聖職者たるすべての府主教と大主教および主教は、各自の管区内のどの町や村にあっても、その司祭と輔祭たち、ならびにすべての正教徒たちに対して靈的な教諭しをすることができるといふような、善良で有能なかつその他の靈的なことで他人を矯正する力量を有する本山教会の司祭を派遣し監視させることである。これは、すべての聖なる教会において教会のしきたりと神聖なる勤行が、細部にいたるまで聖使徒と聖教父の聖伝ならびに神聖なる規定と聖なる規則に則って、何ら変更を加えることなく行なわれるようにするためである。

さらに主教たちは、すべての町や村に対してそれぞれ各自の管区内の掌院と典院と長司祭が長老司祭と十人長ならびにすべての司祭と輔祭らを監視し監督する旨の書簡を書き送り、これらの者たちが聖職者にふさわしく暮らし酩酊する程の飲酒は節制して決して泥酔しないようにさせ、そして神の教会と教会の勤行について細部にいたるまで聖使徒と聖教父の聖伝に則って遵守させるようにする。

長老司祭、十人長、およびその他の司祭の中で、教会のしきたりを遵守しようとしなかったり、掌院や典院や長司祭の言うことを聴こうとしない者がいる時には、掌院と典院と長司祭はこのことにつきすべてを主教宛てに書き送るべきで、そのような長老司祭や十人長は聖なる規則にもとづいて主教から厳罰に処せられるべきである。

府主教管区と大主教区および主教区に属する町々や村々から、靈的な事柄やありとあらゆる損害賠償や結婚契約と遺言書に関する世俗的な係争に関し、また借金や質草やあらゆる件の債務の証文に関し、殺人と現行犯での強盗を除く告訴人が主教のもとにやって来たならば、主教は自らの貴族と十分の一税徴収官らにそれらの訴状を裁判執達吏に

委ねるように命じ、裁判執達吏は令状を携えて被告のもとへ赴くこと。令状にはツァーリの法典によるべしと記されており、その中に記載されているとおりツァーリの諸文書にしたがって出頭の期日を定めること。

モスクワや府主教が管轄するすべての町においては、府主教付きの週番役人が十分の一税徴収官の名において、近郊の地区や村々には二人で、遠隔の地の場合は三人で令状を携えて、告訴人からのあらゆる訴えについて真相究明と捜査のために赴かなければならない。司祭や輔祭やすべての教会勤務者には、十人長の面前で保証を与えるが、十人長のいない場合には彼らに保証を与えてはならない。

また俗人の告訴人からのすべての訴えについても同様に、裁判執達吏は令状を携えて真相究明と捜査のために赴き、また告訴人には在地の長老か地方の十人長の面前で保証を与えること。在地の長老や地方の十人長のいない場合には、彼らに保証を与えてはならない。彼らには保証による心づけを与えてはならない。すべての案件に関して出頭命令書や捜査記録は彼らのもとにいる在地の書記が、同じく在地の長老と十人長または教会の書記の面前で、確認と保全のために書き記さなければならない。また彼らは司祭や輔祭やすべての教会勤務者およびすべて俗人の同郷人と一緒に出向いてはならず、彼らに保証も与えてはならない。たまたま彼らが霊的な事柄で誰かを呼びに令状を携えて行くことになれば、同じく十人長の面前と在地の長老と十人長の面前で彼らに保証を与えてもよい。主教の面前で彼らに対し立ち会いのもとで書状として記される出頭期日が定められる。彼らからは保証による心づけを一切受け取ってはならない。

すべての大主教と主教は、それぞれの管区内において前述のように事が執り行なわれ、今後配下の者たちによる汚職が決しないように厳に監視しなければならない。週番役人に対して告訴があったならば、これにつきよく調査した上で、有罪の場合には裁判なしにツァーリの法典にもとづいて三倍の罰金を支払わせること。

また貴族や宮廷役人ドイオシツキイや十分の一税徴収官は、すべてのことにつきツァーリの法典にもとづいて一グリヴナの裁判手数料を受け取ってもよい。しかし貴族や宮廷役人や十分の一税徴収官や書記はそれ以上の報酬を受け取ってはならない。法典にある基準以上に貴族や宮廷役人や十分の一税徴収官や書記らが過分な報酬を徴収するならば、これについてよく検討した上で、裁判に陪席する長老司祭と他の名望家たちによって裁判なしに彼らから三倍の金額を徴収し原告に返却しなければならぬ。貴族や宮廷役人や十分の一税徴収官や書記のうちの者が、二度または三度もその罪状が発覚するならば、この者は裁判なしに三倍の金額を徴収され原告に返却した上で、貴族はその身分をまた宮廷役人はその職を剝奪される。さらに彼らの知行地を没収し、役立たずの奴隷のごとくその地位から追放する。また十分の一税徴収官からはその十分の一税管轄区を取り上げ、書記からはその職を剝奪する。彼らから三倍の金額を徴収して原告に返却させ、彼らを身の回りから追放する。これは他の者たちが恐れをなしてこのようなことを行なわぬようにするためである。

府主教や大主教や主教は、前記の罪状がある場合は別として、ツァーリの承認を得ないで自らの貴族や宮廷役人らを追放してはならず、その者の代わりに他の者を叙任してはならない。主教のもとに貴族や宮廷役人がいなかった場合には、その職に同じ一族の中から選出し、同じ一族がいなかった場合には、他の身分の者の中よりそれぞれ選出し、その上でツァーリに報告しなければならぬ。ツァーリは誰が貴族または宮廷役人の身分にあるかはつきりさせ、主教はその者を手元に置く。ツァーリの承認を得ないで決して貴族や宮廷役人を任命してはならない。いずれかの主教のもとで貴族や宮廷役人がいなくなり、その者の一族にもその他の家系にも主教の配下のうちにはその地位を占めるに足る者がいない場合には、主教はツァーリに嘆願して君主の臣下の中からその地位にふさわしい者を選出して行くように申し出るべきである。ツァーリの承認を得ないで決して貴族や宮廷役人を任命してはならない。また書

記についてもツァーリの承認を得た上で、物事を慎重に運ぶようすべてのことを貴族とともに遂行するのにふさわしい者を手元に置くべきである。裁判は神の掟に則って行なわなければならない、ツァーリの法典に定められた税以外のかかる賦課金も取るべきではない。主教は自らの貴族や宮廷役人や書記がいかなる手筈、奸計、収賄、買収、法外な引き延ばしなどの手段を用いることなく公正に裁判を行なうように厳しく監視しなければならない。

また府主教、大主教、主教の家令や週番役人が讒訴者や性悪女と結託し、またその結託によって司祭や修道士ならびにすべての正教徒たちを無実の罪で売り渡すようなことがないようにしなければならない。夫を有する女、寡婦、または未婚の娘が、司祭や修道士あるいは俗人を暴行のかどで訴えるならば、週番役人は前述のように長老と十人長の面前で被告に保証を求め、その被告を貴族の前に出頭させる。貴族はこの者について主教に報告し、主教は合議の上で聖なる規則にもとづいて司祭と修道士の位階にある者を自ら裁くか、あるいは誰か聖職者の一人に裁判を命ずる。しかし貴族は靈的な問題に関しては彼らに対して裁判を行なってはならない。どこかの家令や週番役人が性悪女や讒訴者と結託し、事件を捏造して司祭や修道士やあらゆる正教徒を無実の罪に陥れたり、あるいは保証手続きや喜捨として金銭を受け取ったり、強要によって何かを奪うなどして、後に多くの証人によりそれが発覚したならば、主教は信頼の置ける証人によって十分にこの件を調べた後に、裁判によることなく自分の貴族に命じてツァーリの法典の定めるとおりその者から三倍の罰金を取ってそれを原告に返すこと。そしてこの家令は家令の職を、また週番役人は週番の職を取り上げた上で主教庁から追放すること。これは他の者たちが恐れをなしてこのようなことを行なわぬようにするためである。

また帝都モスクワの府主教庁では昔から「十字路銭クレステツツ」と呼ばれる家令のための徴収金が慣習となっていて、聖なる規則に反したこの制度がどのように成立したのかは分からない。すべての府主教管区、大主教区、および主教区か

ら、またロシア府主教管区内のあらゆる町から掌院、典院、長司祭、修道司祭、司祭、輔祭などが、自由意志で自分の所用のために帝都にやって来る。ある者は靈的な問題についての訴訟事件での保証を求めて、さらに別の者は債務証書にもとづいて、また暴力沙汰や窃盗事件その他さまざまな訴訟事件で出頭指定書にもとづいて裁判執達吏を呼びにやって来る。彼らはモスクワに滞在する間に市場のイリンスカヤ街に面した十字路に集まって来て、多くの聖なる教会で奉事を勤めるためにモスクワの司祭たちのもとへ雇われるのであるが、これにさいして彼らは府主教の家令のもとに出頭して、ある者は一カ月、別の者は二カ月、さらに他の者はそれ以上の期間有効の許可証を受け取り、その代価として一カ月につき一〇デング、またある者は二アルティンの家令に支払うのである。家令に申告せずに勤行を始める者があれば、家令はその者に二ルーブルの罰金を課し、もともと本人が叙任証や転出許可証を所持しているか否かは調べようともしない。これらすべては聖なる規則に反することである。今後は地方から上京した掌院、典院、長司祭、修道司祭、司祭、輔祭らが家令のもとへ出頭し、雇われてモスクワの聖なる教会で奉事を勤めることを望む時には、家令は長老司祭ともどもその者たちが所持する叙任証、転出許可証、着任祝福状をとくと検分しなければならぬ。もしも彼らがこれらの書類を所持しており、自分自身の所用、ツァーリ大公または府主教に請願状を提出するため、あるいはその他の用件で上京したのであり、保証を求めためでも裁判執達吏を呼びに来たのでもなく、またいかなる非難をも受けていない場合には、家令は彼らに許可証を与え、従来どおりの手数料を受け取ること。しかし叙任証、着任祝福状、転出許可証を持たない聖職者の場合には、たとえその者が自分の所用で上京したのであって、裁判執達吏を呼びに来たわけでも保証を求めに来たのでもなくとも、その者たちに許可証を与えるべきでない。彼らは証明書類を持たないからである。

また掌院、典院、長司祭、修道司祭、司祭、輔祭で靈的な事柄およびその他の事柄において保証を求めに上京した

者は叙任証、着任祝福状、転出許可証を所持していて、その上でモスクワで雇われて聖なる教会で勤行を行なうことを望んだとしても、決して許可証を与えるべきではない。なぜならば彼らは保証を求めに来たのだからである。もしも裁判執達吏を呼びに来たり保証を求めに来た者が、それを秘匿して許可証なしで勤行を始めてそれが後に発覚した場合には、家令はその者を府主教のもとに引き立ていき、聖なる規則にもとづいて聖務執行停止処分の厳罰に処すべきである。

もしも家令が裁判執達吏を呼ぶため、または保証を求めに上京した者に、彼らが叙任証、着任祝福状、転出許可証を所持しないのに許可証を与えてそのことが後に発覚したならば、かかる家令は府主教から譴責を受け、不誠実で役立たずの奴隷のごとく家令の職から追放すべきである。

(1) 一デンガは半コペイカに相当した。

(2) マタイ伝 一八一七。

(3) ガラテア書 五一〇。

第七十章 勤行が行なわれない無任の教会についての回答

府主教、大主教、主教はそれぞれの管区内におけるすべての町や村に使いを出して、どの教会が打ち棄てられて勤行が行なわれないでいるか調べさせなければならない。そのような聖なる教会には一定期間、すなわち一五年間、すべての義務を免除し、免税証を与えること。かかる教会は設備をととのえて聖職者と正教キリスト教徒によって勤行

が行なわれるようになるまで、上記の期間中は何ものも取り立ててはいけない。主教巡回費ザエリーヌドや府主教庁のあらゆる少額の課徴金や府主教税それに十分の一税徴収官の課徴金は司祭に対して課されるものであり、これらの収入は教会の施設をととのえるために充てられるべきである。およそこれらの金銭は教会へ通う名望家が集めるべきものであり、その収入をもって打ち棄てられた教会に聖なるアイコンや書物をそろえるべきであり、教会を司牧する司祭は教区と教会の土地から上がる収入によって生活すべきである。それは、神があらゆる町と村に教会を与えられ、いたるところの教会で讚美歌がうたわれ、歌声のひびかない聖なる教会はどこにもないようにするためである。主教たちはこのことについて聖なる規則にもとづき力の限りしかと配慮すべきである。

第七十一章 救貧についての回答

救貧について。修道士と修道女が町や村を物乞いしながら歩き回わり、多くの人々を罪へと唆して非難を受け、魂に破滅をもたらしている。このような修道士や修道女を集め、かつ名簿を作成した後、彼らを各地の共住修道院へ送ること。この修道士や修道女が身体健全であれば、霊的な司牧者たる掌院や典院が彼らに神への畏怖や修道者としての正しい生き方、および教父たちの聖伝によるその他の善行を教えるべく、善良なる長老の監督の下に置かねばならない。かかる監督のもと神の御名におけるあらゆる従順と徹底した服従のうちにしばらく生活させたならば、この者たちを修道院の勤行に出すとよい。そこで勤行を行なったり働いたりできる者は、自らの魂の救済のため聖なる修道団のため寄進の代わりにそれぞれの聖なる僧院で勤務すること。

これらの修道士たちが老齢や病弱で働けず、監督のもとに置くこともできないようならば、その共住修道院の中に

ある病院で他の修道士たちとともに食べ物や衣服を与えて養うこと。そして清純と懺悔、その他の徳目、また全能の神への感謝のうちに暮らし、力の限りたゆむことなくイエスの祈りを唱えるように聴罪司祭が罪を聴き、また痛みも病いも感謝をもって忍び、神からの報酬を失わないようにという教えに耳を傾けさせること。ツァーリとすべての正教キリスト教徒のためにあらゆる善きことを神に祈らしめること。

敬虔なるツァーリと府主教と主教は老いたる者と病みたる者のすべてを養い、ツァーリ陛下に対して神が命じられているように、あらゆる共住修道院へそれぞれの金庫より彼らに対して寄進を行なうこと。健康な修道士が各地の修道院に送られたとしても、この者たちのためにツァーリが修道院に寄進を行なうには及ばない。なぜならば、この者たちは健康で働くことができ、聖なる修道団のため寄進の代わりに勤務することができるからである。

修道女は健康か病弱の如何にかかわらず、全員を共住または独居の女子修道院へと送り、靈的な指導者である女子修道院長は、健康な修道女を善良なる長老の監督のもとに置き、神への畏怖や修道女としての正しい生き方、および教父たちの聖伝によるその他の善行を説き聞かせ、修道院から出さぬようにすること。この修道女が老齢または病弱であれば、女子修道院長は病院で他の修道女とともに食べ物や衣服を与えて養うこと。そして彼女らすべてが、清純と懺悔、その他の徳目、祈禱のうちで暮らし、聴罪司祭に自らの罪を告白し、神の御名においてあらゆることに服従し、敬虔なるツァーリとすべての正教キリスト教徒のために、あらゆる善きことを神に祈るように配慮すること。

敬虔なるツァーリと府主教と主教は自らの救済のために、健康と病弱の如何を問わず、すべての修道女に対してあらゆる女子修道院へツァーリおよび主教の公金より寄進を行なうこと。このことはツァーリ陛下に対して神が命じられていることである。

第七十二章 捕虜の買い戻しについて

捕虜の買い戻しについての公会議の回答。もしもツァーリの使者が汗国、帝都、あるいはクリミア、カザン、アストラハン、カーファにおいて誰かを買い戻したり、または自分自身で買い戻しをするならば、捕虜に対する買い戻し金はツァーリの公金より支出すること。捕虜となった正教キリスト教徒をギリシャ人やトルコ人、アルメニア人その他の外国貿易商人が買い戻して連れて来て、モスクワに滞在し再び一緒に連れて出ていこうとするならば、これを許してはならず、断固としてこれをやめさせ、彼らをツァーリの公金によって買い受けること。一年間に捕虜の買い戻しのためツァーリの公金より使われるだけの分は、全国の土地から、その所有者が誰であろうとソハ⁽¹⁾数に⁽¹⁾応じて分担させること。なんとすれば、このような買い戻しは万人が行なうべき施しであり、敬虔なるツァーリにとっても、またすべての正教徒にとっても神から大いなる報酬が与えられるからである。義人エノクはこう言った。「友のためには金や銀を惜しまず、その者を買ひ受け、神から百倍もの報酬を授かるようにせよ⁽²⁾」と。預言者たちに神はこう言われた。「人のために銀を惜しんではならない⁽³⁾」と。キリストは友のためには銀だけではなく自らの命をも棄てるように命じている。「人が友のために自分の命を棄てることよりも大きな愛はない⁽⁴⁾」と言っているのである。

このキリストの言葉のために、敬虔なるツァーリとすべての正教キリスト教徒が最後の審判の日に百倍の報酬が受けられるよう、ただ捕虜を買い受けさせるだけでなく、自分の命すら棄てさせるのである。こう言われるのも偽りではない。「汝が量るその秤で、自らも量られるべし⁽⁵⁾」と。

- (1) 本来は犁のこと。転じて土地の広さの単位。
- (2) 旧約外典「エノク書」からの引用か。
- (3) 出典不明。
- (4) ヨハネ伝 一五―二三。
- (5) マタイ伝 七―二。

第七十三章 慈恵院について、そして癩病患者、不具者、老廃者、

道端の籠の中で寝ている者、荷車や櫓で運ばれ、枕する場所を持たぬ者についての回答

上記の者について教会会議の回答。敬虔なるツァーリはすべての町ごとに癩病患者や老廃者全員を登録するように命ずるべきである。ただし健康な乞食は除かれる。そしてすべての町に男子用と女子用の慈恵院を建て、そのような癩病患者や老廃者、どこにも枕する場所を持たぬ者を慈恵院に收容し、食べ物と衣服を与えるようにしてもらいたい。一方、世の信仰篤き人々は、自らの魂の救済のために施し物やあらゆる必需品を彼らに持つてくる。彼らにはその人数に応じて必要な数だけ健康な乞食と料理女をつけるようにすること。善き司祭は慈恵院收容者らを教え導き、宣誓者あるいは善良なる市民が、收容された者たちが乞食たちから暴行を受けたり侮辱されたりしないように慈恵院を監視するようにする。

司祭は男女双方の慈恵院收容者のもとに出向き、純潔と懺悔とあらゆる善行のうちに生活を送るように彼らを指導

し、神への畏怖の念を教え諭すようにする。また彼らの懺悔を聴き、臨終のおりには我らの主イエス・キリストの体と血の聖体を授けるようにする。また死者を埋葬してからは聖なる勤行の中で彼らの名前を唱えるようにする。一方、健康な乞食夫婦は慈恵院に住んではならず、家々を回って信仰篤き人々からこれまでどおり生活の糧を受け、働ける者は農作業に従事させること。

第七十四章 聖なる尊きイコンについての回答

修道士、修道女、男女の乞食、およびその他の俗人たちが世間をうろつき回り、聖なるイコンを持って町や通りや家々や大小の村落を徘徊し遍歴している。ある者は夢占いで心を乱し、悪魔に唆されて予言の能力があると思ひ込み、教会建立を口実に金銭を集めている。またある者は捕虜の身代金のためと称して金銭を請求したり、不道徳にも聖像を持って市場をうろついている。人々が不道徳にも聖なるイコンを持って放浪していることについて、外国人や異教徒らはあきれかえっており、正教徒の多くも恥と思っている。なぜならば「神のものを敬え⁽¹⁾」と言われているからであり、さらに聖書では「なおざりに神の御業を行なう者はすべて呪われ⁽²⁾」と語られているからである。

それゆえ今後は、そのことについてツァーリが禁止令を発し、何びとも聖なるイコンを持って歩き回らないよう市場で公布しなければならぬ。借金の返済として、あるいはその他の必要なことのために喜捨を求める場合、彼らがたとえ神の御名のもとに信仰篤き人々に懇願する場合でも決してイコンを持ち歩いてはいけぬ。もしもツァーリの禁止令が出された後で不道徳にも聖なるイコンを持ってうろつき回る者がいるならば、彼らからイコンを取り上げて聖なる教会に納めさせる。そしてその者どもを町から追放するようにすること。これは他の者に恐れを抱かせ、同じ

ようなことを行なわせぬようにするためである。

(1) 出典不明。

(2) エレミヤ書 四八一—一〇。

第七十五章

世の信仰篤き人々が自らの魂の救済のためと両親の永代供養のために聖なる教会へ永代財産として与えた世

襲領地と購入地についての回答

靈的な指導者たる掌院や典院、および僧庵長や僧団の長老僧らとキリストの御名におけるすべての修道士らは、それぞれが僧院において、世の信仰篤き人々のうちの誰が自らの魂を救済するためと両親の永代供養のために、修道院内の聖なる教会に自らの世襲領地の村々と購入地を与えたかを入念に調べなければならない。靈的な指導者たちは世襲領の村々や買入れ領地を与えたこれらすべての信仰篤き人々の名において、施しの食べ物や振舞うこと。そして彼らを記念して司牧者自身が僧団全員による追善供養を勤めて聖体礼儀を執り行ない、修道院のしきりにして修道僧たちに食べ物を与えるべきである。彼らの名前を調べて過去帳に書き留め、そして永遠に教会のしきりにしたがいが神聖なる規定に則って、彼らの冥福を祈るようにすること。永代財産として買い戻すことなしに、自らの魂と両親の永代供養のために聖なる教会へ与えられたこれらの世襲領地や購入地の村々、他の教会修道院の土地およびその他の不動産は、聖なる第七回全地公会や他の聖教父たちによる神聖なる規則に則って手放したり売却してはなら

ず、聖教父の教えにしたがってそれを保管し守るべきである。なぜならば、そこでは永代財産として神にゆだねられた不動産、すなわち村、畑、葡萄園、草刈り場、森、養蜂場、河川沼沢、泉、湖その他は、何びともこれを神の教会から詐取したり奪い取ったり売却したり手放したりすることはできないと述べられているからである。もしも誰かが神への畏怖と聖教父たちの教えを忘れてしまい、恥知らずにも敢えてそのようなことを行なうならば、主教は主教職を剥奪され、寺院は修道院を追放されるであろう。なぜならば彼らは自分で集めたものではないそれらの不動産を濫用したことになるからである。もしもそれが司祭職にある誰であっても、彼はその職を剥奪されるべきである。修道士あるいは俗人ならば、どのような位階の者であれ、父と子と聖霊の御名によって呪われた者として教会から破門され、「虫も死なず火も消えぬ場所に送られるであろう」⁽¹⁾。

このように第七回全地公会の第十二、十三条と第五回全地公会は、偉大なる我らの町の教父たちの教えと、さらに平民に対してばかりでなく皇帝や貴人たち自身に対しても恐るべき懲罰があることなどを伝えている。聖教父たちの恐るべき罰ゆえに、霊的な司牧者たちは聖なる規則にしたがって、聖なる規則に対して何ら変更を加えることなく、力の限りこれらの不動産を大切にし、遵守しなければならないのである。

また今後は信仰篤き人々が聖なる教会と聖なる修道院に対して世襲領地の村々と購入地、金銭とすべての品物、およびその他の不動産を自らの魂の救済と両親の永代供養のため、ならびに永遠の富を受け継ぐために寄進するならば、まさにそのために司牧者は寄進者に対して毎年の供養をしなければならぬ。すなわちこの寄進者を記念して僧団がこぞって追善供養を勤め、司牧者たちが自ら聖体礼儀を執り行ない、修道院のしきたりにしたがって修道士たちに追善の食事を与え、寄進者の名前を過去帳に書き込み、教会のしきたりと神聖なる規定に則って決してたがえることなく彼らの供養を行なうべきである。

そして永遠の富を受け継ぐために神に捧げられたすべての不動産は、同じくこの聖なる規則にもとづきできる限りこれを守り保持せねばならず、彼らの遺言状つまり贈与証書と遺言証書に何らかの指示のある場合を除いて、修道院はこれを売却したり譲渡したりしてはならない。もしも遺言状か遺言証書と贈与証書に証書に相続人の名が記録され、その者がこの世襲領地を一族のために買い戻そうとする時には、聖なる教会の修道院に対してしかるべき金額を支払うべきである。こうした世襲の不動産が修道院から一族の手に戻るには、遺言状に書いてあるとおりに返さねばならない。そして相続人たる者は、聖なる教会の修道院に対して遺言証書と贈与証書にしたがって寄進者の魂の記念として書き記された代価を何らの異議なく支払わなくてはならない。それにより司牧者は寄進者を追善し、その名前を過去帳に記入し、神が赦し修道院が存続する限りにおいて供養すること。

修道士の数の割りには土地や村落を多く持ち生活にゆとりのある修道院にあっては、その掌院や典院や僧庵長や長老僧たちは敬虔なるツァーリに対して執拗な要求をして悩ませてはならないし、余分なものを求めてはならず、また免税状や特許状、無関税商業権や裁判特許状ならびに土地を要求してはならない。これまですべての修道院はツァーリたる余のもとから多くのものを受け取ってきた。それにもかかわらず、すべての修道院で修道士の数は昔のままで、以前より減少したところすらある。また修道士たちの飲み食いは昔より乏しいものとなっているし、修道院の建物は全く増えることなく古い建物は荒廃している。あの増加した富はどこにあるのか。それを誰が着服したのか。そもそも修道士の中には、村に住み、町にあって土地をめぐる係争に関わりを持つ者がいるが、これは果たして妥当なことだろうか。

汝らはこれまで述べたことのすべてについて今後は誤りを正すべきであり、敬虔なるツァーリに対しては、よくよく必要な場合を除いて、貪欲なことを執拗に要求してはならないし、もしも何か求める時には大いなる懇願と敬虔な

る祈りをこめて願ひ出るべきである。また修道士たる者は決して村に住んではならず、町にあって土地の係争に関わつてもならず、修道士としての誓約にもとづいて修道院内で暮らして神への祈りを捧げるべきである。そしてツァーリが派遣した時や修道院に必要な仕事の時以外に町へ出かけてはならない。掌院や典院が教団から遣わした長老僧は出かけてもよいが、修道士が勝手に町や村をうろついたり馬車を乗り回したりしてはいけない。以上のことは修道院のしきたりにしたがって修道士が汝らの司牧のもと修道院内で暮らすように全員がしかと守るべきである。

(1) 「教会法規集」よりの引用。

第七十六章 主教および修道院の無利子の貸付金と割増なしの穀物

貸付についての回答

主教の公の金銭が利子をつけて貸付けられ、また穀物が割増返済を条件に貸付けられており、さらに修道院の公の金銭についても同様であるが、このことについて聖書と聖なる規則は、主教や長司祭や輔祭や司祭や修道士の位階にある者に対して、これを厳禁しているのみならず、平信徒たちに対しても高利貸しや暴利の貪りを禁止している。このゆえに今後は聖なる規則に則って主教およびすべての修道院は、自らの村々において農民が安穩に暮らし村々から逃げ出さぬようにするために、自らの村の農民に無利子で金銭を貸し、割増なしで穀物を貸し出さねばならない。そしてこのことにつき以下のごとく台帳に書き込む心がけること。つまり何某に対してはいかほどの金銭と穀物が、またどの村に対してはいかほどの金銭と穀物が貸し付けてあると。そしてかかる台帳は保全のために金庫の中に保管

すること。もしも主教または修道院が公の金銭や穀物を自らの村の農民に支出するさいには、同様に困窮している者たちに対して無利子で貸し付け、穀物は保証と証書を添えて割増なしに貸し付けるか、あるいは金庫の台帳に書き入れるものとする。

共住および独居の修道院と女子修道院において金銭に余裕ができた場合には、修道院はかかる金銭で自らを養うために土地を購入してもよいが、聖なる規則にもとづき決して利子を付けて金銭を貸し出してはならない。

第七十七章 妻を亡くした司祭について 我らの師父たる全ルーシ
の府主教聖者ピョートルの訓戒

もしも司祭がその妻を亡くしたならば、この者は司祭の位階を有したまま修道院にはいることとする。もし俗界にあつて快樂を得ようとするならば、この者は祈禱を行なつてはならない。もしも誰であれ余の言いつけにしたがわいならば、この者は祝福を受けることなく、またこの者によつて聖体を授かる者も祝福を受けられぬだろう。泥酔するような司祭は、たとえその位階は奪われないにしても、キリストの眞の司祭ではない。

このことについて司祭グレゴリオスに宛てた大バシレイオスの書簡、第八十七条。

女と一緒に暮らしこれと語らう司祭は破門にし、他の者の障害や惑わしとならないようにしなければならない。同様にニケアの全地公会に列席した教父たちの教えにしたがい、他人の妻を自分の家に置くことは禁じられている。余は汝に汝のもとに住む女と別居するように命ずる。もしも汝が我が身を正さず女を手放すことをせず、それでも敢えて勤行を行なうならば、汝は呪われるし、また汝を受け入れる信徒も破門されるであらう。

第七十八章 同じく妻を亡くした司祭について 全ルーシの府主教

フォーチイのプスコフに宛てた書簡より

余の聞きおよぶところによれば、汝らのもとにおいては妻を亡くした司祭や輔祭が、依然として俗界にあって司祭などの位階にあるとのことである。俗界の司祭は、神の恵みによって自分の妻と一緒にいる間に限って存在するのである。神が彼の妻すなわち彼の肉体の半分を召された時には、もはやその者は死者なのである。大地は自然の肉体を受け取って、蛆虫によって腐敗させるのである。こうして妻を亡くした者は、神の裁きとその指図に感謝し、修道院に赴いて修道士の衣を身にまとい、靈的な指導者である修道院長から剃髪を受けなければならない。そして自らの罪科と死の時と報いについて号泣しつつ、その位階に応じて自らの聴罪司祭に対し、細大もらさず清らなる懺悔を行なって自ら生まれ変わらなくてはならない。もしもそれにふさわしければ、かかる者は俗界ではなくて修道院内で司祭の職にとどまることができる。余が聖なる府主教管区に着任した時、神聖なる教父たちの聖伝に則って妻を亡くした司祭らに対してこのような禁令と戒めを授けた。しかしその時は我らの罪と困窮のゆえに、また我らに迫り来る死をもたらず神の罰ゆえに、余はしばしの間これらの者に猶予を与えたのである。だが余は、俗界からの蘇りによってあらゆることで位階にふさわしく司祭兼修道士の位階に移るように、汝らの大いなる司祭の職を祝福しよう。汝らは天使の衣に似た僧衣をまとうこととする。そして汝らはこのようにキリストの不滅の魂をもって、純潔で清らかな魂を自らの主に差し出すように努力するがよい。余の言いつけにしたがわず、俗界にあって司祭の職にとどまるようなことが汝らのもつて決してあってはならない。

第七十九章 同じく妻を亡くした司祭と輔祭について 前回の教会

会議に自ら参加したヴォロコラムスク修道院長ヨシフ

尊師の手になる聖なる規則からの抜粋

妻を亡くした司祭がこの教会会議の決定によって教会から追放され解任されるべきことについて。これに関し多くの者たちが次のような意見を述べている。すなわち、司祭が恥すべきことをしたというのであれば解職すべきであるが、妻を亡くしたものの清らかに生活している者を解職すべきだとは、使徒規則も教父たちの規則も命じていない。しかも第七回公会議の規則第一条は使徒規則および教父たちの規則に何かを付け加えたり、ここから何かを削除したりしてはならないと述べている、と。

これについての回答。別の多くの者たちは次のように述べている。我らは使徒や教父たちの神聖なる規則に逆らおうとしているのではなく、それを一層強化しようとしているのであり、朽ちた器のごとくそのような者を教会から取り除こうとしているのである。汝らの意見では、妻を失ったが恥すべきことをしていない者には教会の勤めをつづけさせることができる、とする。だがたとえ清くあろうとしても、悪しき姦通というものは根絶することはできないというのが我らの意見である。多くの聖なる教父たちは、キリスト教徒の惑わしとなるものを使徒や教父たちの規則の中から削除した。使徒規則の第五十一条は主教に対して結婚や肉や酒を忌み嫌わぬように命じている。そしてアンキエラ宗教会議の規則第十四条は司祭と輔祭に肉を食するように命じているが、主教については沈黙して同じことを命じてはいない。第六回公会議は主教が妻を持つことを完全に否定したが、それは使徒規則の第五条に違背したりこ

れを歪曲するものではなく、むしろ主教が生業をもって真面目に生きる人々を救済し、よりよく彼らを助力できるようにするためである。それは聖職者のあり方にいかなる支障をももたらすものではない。

使徒規則の第十四条は、もしも多くの人々から強要されるならば、そして正式の主教会議の名のもとに移ることを承認されるならば、主教は他の主教区に移るように規定している。一方サルディカ⁽²⁾におけるサルディカ主教会議⁽³⁾の規則第一条は、主教がある主教区から他の主教区へ移ってもよいとする使徒規則にしたがってはならず、つまり自らの主教区を去り他の主教区に就任することを禁じている。しかるに同主教会議の規則第二条は、そのような主教を破門に付し、かかる者は臨終のおりも聖体拝領を授かるに値しないとしている。

使徒規則の第八十五条は、クレメンヌによって書かれた八通の書簡を読むことを命じ、それらを神聖不可侵なものとなすように定めている。ところが第六回公会議の規則第二条は、敬虔さとは程遠い異教徒がその中に偽りの書を付け加え、教会に害毒を与えているために、それらの書簡を偽りの書として遠ざけるように命じている。

ネオカエサリア主教会議の規則第三条は、四度目の結婚を認めている。しかるに合同主教会議⁽⁴⁾は四度目の結婚をはっきりと禁止し、重い教会罰を科している。

ネオカエサリア主教会議の規則第十四条は、非常に大きな都市であるならば七人の輔祭を置かなければならないと決めているが、これは使徒行伝にしたがっている。

第六回公会議の規則第十六条は、次のように述べている。ネオカエサリア主教会議に出席した主教たちは使徒行伝の中に七人の輔祭という言葉があるかのように言っているが、それは神聖なる機密を執り行なう者について語っているのではないということを理解していなかった。このために教会は神聖なる機密を執り行なうさい、七人の輔祭をそろえなければならないとする規則にしたがうことを要求されない。それぞれの教会が、そこに集まる財力に応じて可

能な限り輔祭をそろえればよい、と。

第一回公会議までキリスト教徒たちは、ユダヤ教徒が行なうのと同じ日に復活祭を祝っていた。第一回公会議も、同じ日に祝うことを承認した。しかるにアンチオキア主教会議の規則第一条は、ユダヤ教徒とともに復活祭を祝うことをきっぱりと禁止した。ラオディケア主教会議の規則第十六条は、土曜日に他の聖典とともに福音書を読むことを命じている。注釈。我らはその規定を次のように考える。後の時代と異なって、当時は教会制度がまだ出来上がっていないからである。今ではその規定は廃止されている。

同主教会議の規則第十九条は以下のようになっている。司祭は和合のしるしとして接吻する。次に信徒が司祭に和合のしるしを与える。すなわち接吻し合う。この規則は今では存在せず、廃止されている。

ラオディケア主教会議の規則第五十七条は、個人の家では主教も司祭も聖体礼儀を行なえないとして、これを禁じている。ところが第六回公会議の規則第三十一条は、このラオディケア主教会議の規則第五十七条を斥けている。すなわち自らの教区の主教の命令により、司祭が個人の家にある教会堂で聖体礼儀を行なうことを決めている。

第六回公会議の規則第二十八条は、葡萄をふさわしい時に奉献台に持って来るように、そして司祭から祝福を受け、それを望む者たちに分け与えるように決めている。使徒規則第三条は、聖体礼儀を葡萄の祝福と同時に合わせて行ない、聖体と葡萄の両方を信徒たちに分け与えることを許している。第六回公会議の規則は使徒規則第三条を否定し、さらにその上に司祭のうちの誰もが敢えてこのようなことを行なわないように命じている。そして、もしもこれが守られないならば、そのようなことを行なった者を僧籍剝奪に処するよう命じている。

第六回公会議の規則第二十九条は、カルタゴ主教会議の規則第四十一条を残しておくべきではないと決めている。カルタゴ主教会議の規則第四十一条では次のように述べられている。一年のうちで最後の晩餐が行なわれる一日を除

いて、聖体礼儀は断食中の者によって行なわれなければならない、と。聖木曜日には、最後の晩餐にならって聖体礼儀が行なわれてきたからである。今日行なわれているように厳格にこの規則を守らなければならない。すなわちこの規則は一日たりともなおざりにすることなく、その日つまり聖木曜日にも、断食中の司祭が聖体礼儀を執り行ない、同じく断食中の信徒たちに聖体礼儀を授けるように命じている。一日の規則違反のために、断食の全期間を汚れたものにしなためである。

第六回公会議の規則第八十二条によると、昔から伝わる尊きイコンのうち、前駆者ヨハネが仔羊を指差しているイコンがあるが、これは規則が禁じているものである。尊きイコンに前駆者ヨハネに指差されている仔羊の像を描くことは真実にも反するし、ふさわしくない。そうではなく、我らの神であるキリスト自身に彩色をほどこし、またキリストを人間の姿で描かねばならない。

昔、聖餐を受けて聖体礼儀がなされる時に、手を使うかわりに黄金やその他の材料でできた容器を使用するという習慣があった。これは第六回公会議で禁止されている。このようなものを使ったり、また与えようとする者自身を教会から破門すること。これは、魂のこもらない黄金や人間の仕事によって造られたその他のものを、神の御姿より尊敬していることになるからである。聖堂で礼拝が行なわれる時に聖体を拝受しようとする者は、まずひとりでの聖体に対して手を十字の形に組んで臨み、進み出て恩寵を受けること。ラオディケア主教会議の規則第二十七条は、悪魔払いの師の存在を認めている。また女性執事については、第四回公会議の規則第十五条が認めているし、カルタゴ主教会議の規則第六条もこれを追認し、その他の多くの規則にもそのように示されている。しかし第七回公会議以後は女性執事について何も語られていないし、そのような者は今や存在しない。

アグリゲントゥムの聖グレゴリウスは次のように言っている。「人間を愛する神が天上から与えられた偉大な贈り

物がある。それは教権と帝権である。前者は神性に仕え、後者は俗界を支配し取り仕切るのである。そして同じ一つの源より両方が発しており、人間の生活を飾り立てるのである。ただし皇帝にも聖職者と同じように純潔さが望めるのであればである。もし皇帝が品行方正であれば、聖職者たちは常に神に祈りを捧げる。聖職者は勇気をもって神に祈るべきである。我らはかくのごとく信じる。聖歌を唱え礼拝しつつ、神の言葉の証人が伝え使徒や聖教父たちが守り伝えてきた神聖なる規則を遵守すること。汝らはこう言って非難するかもしれない。「これは七回にわたる公会議の決定に付け加えたり削除したりするものではないか」と。しかし聖なる七回の公会議は、主たる我らのイエス・キリストと真の神の御名において語っているのである。そして、六回までのそれぞれの公会議では、規定について言及しながら教義を引用して信仰についての議論の探究をしているのである。第一回公会議では父と子の同一性が確立され、聖霊への信仰が語られた。第二回では父と子と聖霊の同一性が公に確立され、ともに崇拜するように定められた。第三回で主たる我らのイエス・キリストが神性として完全であるように人性としても完全な一人息子であることが確立され、二人の息子ではないことが定められた。第四回では前にも述べられた神の中に二つの本性を認めることが確立され、混合することもできなければ分離することもできないことが公に語られた。第五回では二つの本性が一つの意志をもち、行動し認識されうるということが分かり、公に発表された。第六回では今までの公会議すべてを更新して、主たる我らのイエス・キリストが神としても人間としても完全であると語られたことが公表された。第七回公会議はイコン崇拜反対者について、すなわちキリスト教徒を中傷して教会に古式豊かな美しさを与えた人々を呪っている者のことを論じた。イコンを所有して優しく接吻することを良いこととして認めた。それから尊き十字架の像に頭を垂れて接吻し、以下のことを確認した。主たる我らのイエス・キリストと真の神の御名において、また聖なるイコン崇拜についての戒律に何かを付け加えたり削除したりする者は呪われてあれ、と。

- (1) 一五〇三年にモスタワで開かれた。
- (2) 現在のソフィア（ブルガリア）。
- (3) 三四七ごろに開かれた。
- (4) 九二〇年に開かれた。
- (5) 三四一年に開かれた。
- (6) 三六五年に開かれた。
- (7) 復活祭前の洗足木曜日。
- (8) 六世紀の人。第五回公会議に出席した。

第八十章 やもめとなった司祭たちについて 大公の文書「余イワ

ン……」

天佑により全ルーシの君主たる余イワンと、我が子にして全ルーシの大公ワシーリイ・イワーノヴィチは、我らの師父たる全ルーシの府主教シモンと相はかり、さらにまた聖霊において府主教の子たる大ノヴゴロドとアスコフの大主教ゲンナージイ、スーズダリとタルーサの主教ニフォント、リャザンとムーロムの主教プロターシイ、トヴェーリの主教ワシアン、コロムナの主教ニーコン、サライとドン地方の主教トリイフォン、ベルミとヴォログダの主教ニーコン、ならびにもろもろの掌院と典院たち、それに聖なる教会会議の参加者全員に問い合わせた結果、以下のような事実を確認した。すなわち、ギリシヤの掟によるわが正教キリスト教を奉ずる教会においては、やもめとなった司祭

や輔祭たちの多くが眞の道を踏み外し、神への畏れを忘れて、妻亡きあと不貞を働いている。彼らは妾をかこつて司祭のあらゆる職務を遂行しているが、その不貞と恥ずべき所業のゆえに、彼らにはその職務を行なう資格がない。しかして本教会会議は審議の結果、聖使徒と聖教父の規則に則り、偉大なる奇蹟成就者である全ルーシの府主教ピョートルの教えにもとづき、さらには全ルーシの主教フォーチイの書状にしたがい、やもめとなった司祭と輔祭に関して次のように決定した。すなわち、やもめとなったすべての司祭と輔祭はその不貞のゆえに今後奉事を行なつてはならない。妾をかこつていることが発覚した司祭と輔祭、ならびに自ら妾を持つと自白した司祭や輔祭は自らの叙任証を主教のもとへ持参すること。かかる司祭や輔祭は今後決して妾を手元にとどめてはならない。彼らは教会の外の俗界に住むべきであり、頭部に毛髪を生やし俗人の衣服をまとい俗人並みに貢税を支払わなければならない。彼らはいかなる司祭の職務をも行なうべきではなく、一切これに関与してはならない。

やもめとなった司祭や輔祭で叙任証を返却せず、女をともなつて遠隔の地に赴いて女を妻と称し、府主教管区や大主教区あるいは主教区において偽つて奉事を行なう者があれば、彼らを発見次第ただちに俗界の裁判所に引き渡すこと。やもめとなった司祭や輔祭にして淫行に墮しているという噂がなく、しかも妻亡きあと清らかに暮らしていると申し立てる者については、本教会会議は次のように決定した。すなわち、この者たちは教会において合唱隊席に立ち、司祭は大エポスコピ帯をまつて至聖所で聖体拝領に与かること。さらに自宅に大帯を所持できること。輔祭の場合には祭衣ステハリと袈裟オウラリをまつて至聖所で聖体拝領に与かること。しかしやもめの司祭と輔祭が奉事を行なつてはならない。新任の司祭や輔祭が教会において奉事を始めた場合、彼らはやもめとなった司祭や輔祭を追い出してはならず、奉事を行なう司祭はやもめとなった司祭に、また奉事を行なう輔祭はやもめとなった輔祭にすべての教会収入の四分の一を与えるべきである。もしやもめとなった司祭や輔祭が教会の合唱隊席に立とうとせず俗界の仕事に従事するならば、彼ら

に教会収入の四分の一を与える必要はない。もしやもめとなった司祭や輔祭にして妻亡きあと清らかに暮らしている者が修道僧の衣服に身をつつむことを望むならば、かかる者は神の定めに感謝しつつ修道院へと去り、靈的な指導者たる修道院長から剃髪を受けること。そして聴罪司祭の前ですべての罪を懺悔してわが身が生まれ変わった者は、もしそれに値する資格があるならば、主教の祝福を得て俗界ではなく修道院内で司祭の職務を遂行することができる。

修道院によつては同じ場所に男子修道僧と修道女が住み、修道院長が奉事を行なっている。本教会会議は今後男子修道僧と修道女は同じ修道院に住んではならないと決定した。男子修道僧が住む修道院においては修道院長が奉事を行なうべきであり、当該修道院に修道女が住むことは許されない。修道女の住む修道院においては白僧が奉事を行なうべきであり、当該修道院に男子修道僧が住むことは許されない。もし司祭や輔祭が泥酔したならば、翌日その者は聖体礼儀を決して執り行なうべきではない。

以上の決定と決議をさらに確固たるものにすべく、天佑により全ルーシの君主たる大公ワシーリイ・イワーノヴィチがこの文書に印璽を付した。さらに我らの師父にして全ルーシの府主教シモンが本状に署名し印璽を付し、大主教と主教たちが署名した。七〇一二年九月、モスクワにおいて本状を作成。全ルーシの府主教、不肖なるシモン、署名および印璽、大ノヴゴロドとプスコフの大主教、不肖なるゲンナージイ、署名。リヤザンとムーロムの主教、不肖なるプロターシイ、署名。トヴェーリの主教、不肖なるワシアン、署名。コロムナの主教、不肖なるニーコン、署名。サライとドン地方の主教、不肖なるトリーフオン、署名。ペルミとヴォログダの主教、不肖なるニーコン、署名。

(1) 一五〇三年に当たる。

第八十一章 妻を亡くした司祭と輔祭たちについての回答

我らに先立ち聖職者たちが全会一致で、聖使徒と聖教父たちの神聖なる規則に照らして、また偉大なる奇蹟成就者でキーエフと全ルーシの府主教ピョートルの教えにもとづき、さらにはキーエフと全ルーシの至聖なる府主教フォーチイの書状にしたがって、決定したことは以下のとおりである。すなわち、妻を亡くした司祭と輔祭たちは奉事を行なうてはならぬこと、清らかに暮らすことを約束する司祭と輔祭たちは合唱隊席に立つことができ、彼らは後任の司祭や輔祭たちから教会の全収入の四分の一を受け取るべきであること。

さらに妻を亡くした司祭と輔祭たちに対して本教会会議は次のように命ずるものである。すなわち、司祭たちは大帯を自宅に所持すること。彼らは教会内の至聖所で大帯をまとい聖体拝領に与かってよいが、奉事は行なうてはならない。一方、輔祭たちは祭衣と袈裟を所持して、至聖所での聖体拝領に与かってよいが、やはり奉事は行なうてはならない。もしも妻を亡くした司祭と輔祭たちの中で、合唱隊席に立つとせず俗界の仕事を行なおうとする者がいれば、この者は奉事を行なう後任の司祭と輔祭から教会収入の四分の一を受け取ってはならず、また合唱隊席にも立つべきではない。ただし妻を亡くした司祭と輔祭であっても、妻亡きあと身を清らかに保って懺悔を行ない、その他の善行のうちに暮らすとする者は合唱隊席に立つことができる。あるいは妻の死後、修道院にはいつて靈的な司牧者から剃髪を受けて修道僧の衣服に身をつつむことを望み、清らかなる懺悔を行なうてその身が生まれ変わった上で奉事を行なうことを望むならば、この者たちは神に感謝しつつ主教の祝福を得て、それに値するならば、俗界ではなくて修道院内の聖なる教会において聖体礼儀を執り行なうてもよく、司祭としてのすべての職務を遂行することが

できる。ただし彼らは決して俗界で暮らしてはならず、司祭の職務も遂行してはならない。

そして今後とも、妻を亡くした司祭や輔祭たちは、我らに先立つ教会会議において聖なる規則に照らして決定したごとく暮らさねばならない。聖なる教会は妻を亡くした司祭や輔祭たちが管理してはならず、また彼らは教えの子たちを持ってはならない。聖なる教会を管理し運営するのは、彼らの後任となる司祭や輔祭である。また妻を亡くした司祭や輔祭は、いかなる教会のことにも関与してはならず、彼らはただひたすら清らかに暮らして神に祈りながら合唱隊席に立ち、規定の教会収入の四分の一を後任の司祭と輔祭から受け取るべきである。

妻を亡くした司祭や輔祭で、俗界の仕事に従事しようとする者は俗界に住むべきであり、そうすればツァーリの貢税が課されることになる。こうした者は、決して合唱隊席に立つてはならず、教会収入の四分の一を受け取ってもならない。しかし妻を亡くした司祭や輔祭たちの中で身の清浄を保って合唱隊席に立つことを約束する者は、自らの身分の確認のための書状である祝福状、大帯状、袈裟状を主教から受け取ることができ、税は支払わなくてもよい。さらにこのような書状には次のように記入すべきである。すなわち神聖なる規則である第六回全地公会の規則第五条にもとづいて、妻を亡くした司祭や輔祭たちの中で身を清らかにして暮らすことを約束する者は、素姓の疑わしい女性を自分の家に置いてはならない、と。ただし母親や姉妹、あるいは父方や母方の伯母や自分の娘は除かれる。これらの禁を犯した者には僧籍剥奪が命じられるのであり、その者が俗人であれば破門されるのである。

第八十二章 今後は男子修道僧と修道女とが同じ修道院に住んでは

ならぬことについての回答

我らに先立つ教会会議において師父たちが神聖なる規則にもとづき、男子修道僧と修道女とが同じ修道院に住んではならぬと決議した。そして今日我らは、かかる神聖なる規則ならびに以前の会議での決議にしたがって、今までは一つ場所に男子修道僧と修道女が住み、その修道院長が奉事を行なっていたが、今後は男子修道僧と修道女とが同じ修道院に住んではならぬと決議した。男子修道僧が住む修道院では修道院長が奉事を行ない、当該修道院に修道女が住んではならない。修道女が住む修道院ではその白僧が奉事を行ない、当該修道院に男子修道僧が住んではならない。

第八十三章 我らに先立つ教会会議において師父たちが決議したことに
ついて

もしも司祭や輔祭がある日酒を飲んで酩酊するほど痛飲するならば、翌日は決して聖体礼儀を執り行なってはならない。もしもこのことが発覚したならば、この者は免職とすべきである。もしも痛飲をやめないならば、神聖なる規則にもとづいて破門すべきである。このことを司祭と輔祭は固く遵守しなければならない。食事と飲酒は神の栄光のために行なうのであって、飽食と暴飲のためではない。キリストは次のように戒めている。「飽食と暴飲⁽¹⁾とこの世の煩らいとによって、汝らの心を重くしてはならない」と。

(1) ルカ伝 一二—三四。

第八十四章 新しく建立された教会、新しい隠遁修道院、および隠

修士についての回答

このことについて主教たちは、それぞれ各自の管区において神聖なる規則を遵守することが肝要で、俗人が新しい教会を建立するのを許すべきではなく、また古くなった教会をないがしろにして放置してはならない。多くの者が神のためでなく自分の虚栄心や高慢のために、またその地位や自分の妻のために教会を建立している。ある者は夢見により心を乱されたり悪魔によって惑わされたりして虚言をならべ立て、自らに誓約を課し、そのゆえに教会や礼拝堂を建立しようと欲するのである。それでいながら、これらの聖なる場所を聖なるイコンや書き物や蠟燭で満たすことも、常任の司祭や輔祭やその他の教会勤務者を置くことができないでいる。たとえ最初のうちはそれが可能であっても、次第に貧困になって教会は無住となる。なぜならば彼らが教会を建立するのは神のためでなく、虚栄心などの前にも述べた理由によるからである。

ある者は主教の祝福を得ないで建立している。このことについて聖教父たちによるカルタゴ会議の規則第八十三条は、このような教会と礼拝堂は取り壊すように命じている。同様に偉大なる教会法典集の第三節第十三条は次のように述べている。「礼拝堂または教会を建立しようと欲する者は、このことについて管区の主教に相談し、燈明料、神聖なる奉事、その場所の不断の管理、近在の司祭らの賄いなどに十分な費用を提供しなければならない。主教はこの計画を公にし、その場所の人々とともに出向き、祈りを捧げて十字架を立てねばならない。そうして事に着手し、新しい礼拝堂を建立したり、あるいは老朽化したものを改修すべきである。これらの者は後継者とともに、主教や公の

代理人の了解を得て、前述の条々の事柄を遂行しなければならない」。同様なことは神聖なる規則の他のところでも述べられている。またさらに他の世俗の法典では「これらの法が命じない限り、新しい教会や礼拝堂を建立することは断じて許されない」と述べている。さらに慎重を期して次のような文言もある。「もし誰かが前提条件を満たすのに十分配慮しないならば、彼は教会の建立者であると名乗りたいだけなのである。多くの教会がその老朽化のゆえに崩れ落ちようとしているし、あるいは飾りつけの不十分な小さな教会もある。このような教会のうち一つでも引き受けて再建することは立派なことである。だがそのさいにも、神を愛する主教の承認を得た上で行なわねばならない」。

第八十五章 隠遁僧ならびに隠修士について

また隠遁僧と隠修士については、聖なる第六回全地公会の規則第四十一条および四十二条が無規律に放浪することを禁じ、修道院に彼らを送還して僧房の中に閉じこめるように命じている。もしもこのことを望まないならば町から追放されるのが当然で、自らの誓約を辱めることなく、自らの名声を高めてきた隠遁修道院には住まないようにすべきである。

一部の修道士は共住修道院における司牧者の教えや命令に耐えられず、また剃髪のさいの誓約さえも忘れてしまい、修道院を出て町や村々を放浪している。また他の修道士は村に隠遁修道院をつくったり教会を建てたりして、ツァーリや敬虔な信者たちを悩ませている。この者どもの神の御名によらぬ建立や聖なる教会の無秩序と荒廃とは多くの正教徒たちにとって惑わしと混乱の種になっている。かくして神聖なる規則にもとづいて、主教は彼らが無規律に放浪することを禁ずるべきで、これを黙認してはならない。ましてや村々に隠遁修道院を建てることは禁ずるべきである。

たとえどんなに質素なものであれ、いかに他の者を靈的に益しようとも、また神の思召しや聖靈の啓示あるいはツァーリの力があるにせよ、今後は各管区の主教の祝福を得てのみ隱遁修道院がつくられ、また聖なる教会が建てられるべきである。

本教会会議の決定にしたがって、もろもろの小さな隱遁修道院は、神意にかなった秩序が保たれて今後も修道士たちがそこに居住できるよう、一つの隱遁修道院に統合されるべきである。さらに隱遁僧がきちんと暮らせるように、また俗人を惑わすために放浪することがないように、彼らを古い共住修道院に移すべきである。またかかる隱遁修道院内の教会は共住修道院かあるいは村の墓地のある教会ボゴスに移して、奉事が行なえるように整備すべきである。またかかる教会内の副祭壇も審議の後に整理すべきである。荒廃して今後は存続が不可能な教区ツィク外教会ツィクは村に古くからある教会に移すべきで、また聖堂内の副祭壇も罪を受けぬよう整理すべきである。

第八十六章 尊き修道院の掌院ならびに典院の選出と叙任について

の回答 聖なる規則は以下のように命じている

府主教や大主教や主教は各管区内において尊き修道院の掌院や典院を、ツァーリの承認と助言により、また聖なる規則を何ら変更することなく、それぞれ尊き修道院のキリストの御名における僧団の請願によって選出すべきである。彼らを選出した後、彼らを敬虔なるツァーリのもとに遣わすこと。もしも神ならびにツァーリの意にかなうならば、当該の掌院や典院は聖なる規則に則って叙任さるべきである。主教たちは好悪や依怙、囂負や賄賂によらず聖なる規則にもとづく神の御名において、彼らを選出し叙任すること。ただし同じく聖なる規則にしたがって府主教管区と大主

教区と主教区において定められた叙任料は受け取ってもよろしい。同様に司祭や輔祭の職に就ける時も賄賂を受け取らずに叙任すべきで、さらにこのことは堂役や他の教会勤務者にいたるまで同様である。

第八十七章 輔祭ならびに司祭の叙任料について

帝都の至聖なる総主教フィロテオス猊下より、スーズダリの大主教ディオニシーに託してルーシに宛てて送られた書簡からの抜粋。

聖職者を賄賂によつては叙任しないこと。賄賂による叙任は明らかに不敬な行為と見なされる。叙任される者たちは、よくあることだが、自発的に蠟燭代や葡萄酒代や諸経費ならびに共同食事のための費用を支払っている。このことはまったく問題ではない。なぜならば叙任されること自体は、キリストがこう語っているように無料だからである。「値なしに受けたいば、値なしに与えよ」⁽¹⁾。叙任のために賄賂を受け取ること、必要のために費用を受け取ることとは別のことである。

かくして我らは、キリストが自らの弟子たちとともに彼を受け入れるにふさわしい者たちの住む多くの家々をおとずれ、彼らに真の言葉と神の摂理を教えて多くの奇蹟を行ない、彼らから有り合わせの贈り物を受け取ったことを想起するのである。このようなことは幾度となくあつて、すべてキリストへの敬愛によるものである。キリストが収税人であるマタイの家の中にはいっていくと、彼はキリストのために盛大な御馳走をしたと言われている。またキリストがマリアとマルタの家の中にはいっていくと、彼女らはもてなしに心をくだき、骨折つたことである。このような事例は他にも数多く見られる。聖使徒パウロはモーゼの掟を引用して次のように言っている。「穀物をこなす牛

の口にくちごを掛くべからず」と。この聖書の箴言は次のように解される。つまり神が牛について熱心であれと言われたことは、すべて我々について語っているのである。聖なる職務を遂行している者は教会によって生計を立てている。また至聖所に奉仕している者は至聖所とともに職務を遂行している。かくして主は福音を説く者は福音によって暮らすべきである、等々と命じられたのである。

(1) マタイ伝 一〇一八。

(2) テモテ前書 五一—一八。

第八十八章 同じことについて 敬虔なるユスチニアヌス皇帝の法

典より

余は、叙任される主教に対して慣習により叙任料を支払うことを許可する。このことについて法典中に以下のように記されている。

余は至福なる主教と総主教、つまり古きローマの教皇とコンスタンチヌスの都の総主教とアレキサンドリアと神の都であるアンチオキアとエルサレムの各総主教に次のように命ずるものである。

もしも主教または下僧たちが自らの叙任料として二〇リトラまたはそれ以下の金貨を支払うという慣習があれば、これらの金貨は慣習に敬意を表するためにのみ支払われる。たとえこの規定以上に請求されても、決して二〇リトラ以上の金貨を与えてはならない。府主教ならびに総主教によって叙任される主教は、叙任される者の教会が一年間に

金貨三〇リトラ以下の収入の場合には、就任料として一〇〇ソリドゥスを与えることとする。また叙任される主教は、書記官と彼に仕える者ならびに慣習として受け取る者たちに三〇〇ソリドゥスを与える。

もしも教会の収入が一年間に三〇リトラ以下で一〇リトラ以上しか集まらない時には、就任料として一〇〇ソリドゥスを与えることとする。他のすべての者たちおよび慣習として受け取る者たちに二〇〇ソリドゥスを与えることとする。

もしも教会の収入が一〇リトラ以下で五リトラ以上の場合には、就任料として五〇ソリドゥスを与えることとする。慣習として受け取る者すべてに七〇ソリドゥスを与えることとする。

もしも教会の収入が五リトラ以下で三リトラ以上の場合には、教会に就任料として一八ソリドゥスを与えることとする。慣習として受け取る他のすべての者たちには二四ソリドゥスを与えることとする。もしも教会の収入が三リトラ以下で二リトラ以上の場合には、就任料として一二ソリドゥスを与えることとする。慣例として受け取るすべての者たちには一六ソリドゥスを与えることとする。教会の収入が二リトラ以下しかない場合には、叙任される主教は就任料や他のいかなる慣例によっても叙任料を与える必要がない。

以上の金額は最長老の司祭と最長老の輔祭とが叙任される主教から慣習として受け取って、これを全員に分け与えることとする。

第八十九章 同じく叙任とその費用について キーエフおよび全ル

ーシの府主教フォーチイのプスコフへの書簡から

司祭が任命されるさいに叙任料を支払うのを通例とするという規則に関しては、永遠に至福なる皇帝イサキオス・

コムネノスの勅令が、その他のことと合わせて以下のように述べている。「余の統治は、司祭の任命に関して古き支配者たちの制度を踏襲することを旨とし、以下のごとく定める。任命にさいしては七ゾロトニク(1)以外に余分には何も取らない。すなわち読経者に任命した時には一ゾロトニク、輔祭に任命の時には三ゾロトニク、同じく司祭に任命した時にも三ゾロトニクである」。皇帝のこの規則は、賢人の長と呼ばれた総主教ミハイルによる教会会議の決定で確認されており、また総主教ニコラスによる別の公会議の決定も、同じく任命にさいして皇帝の勅書にあるのと同じ額を支払うように命じている。

我らもまた本宗教会議の名において、輔祭職を越えて一挙に司祭職に任命される者からは二ゾロトニクすなわち一モスクワ・ルーブリ、および祝福状代金として一グリヴナを本山教会のために徴収することを命じる。輔祭だけの任命では一ゾロトニクすなわち一モスクワ・ポルティナと祝福状代金として一グリヴナを取る。すでに輔祭である者を司祭にする時には、同じく一ポルティナと祝福状代金の一グリヴナを取る。大帯や袈裟の着用許可状の発行のさいには、文書料の一アルティンと印章料の一アルティン以外に料金を取ってはならない。掌院および典院への任命証書の発行にさいしては二ゾロトニク、すなわち一モスクワ・ルーブリを取る。かかる祝福状の発行については一ゾロトニク、すなわち一ポルティナを取る。それ以上はいかなるものも強要したり徴収したりしてはならない。賄賂によって任命をしてはならない。もしも誰かが賄賂により任命を行なった場合には、聖なる規則により任命者もまたその者から任命された者も僧籍を剝奪される。

それゆえ主教は十分に審査して、その地位にふさわしい資格があり、司牧者としてあらゆる職務をなしうる力を有し、聖書にも通曉し神聖なる規定に則って教会と修道院を取り仕切り、教会の儀式を執り行なう力のある者を選ばねばならない。またキリストによって言葉を持つ羊たちの群れ、すなわち神により自らの手に委ねられたキリストにお

ける兄弟団、あるいはその尊き修道院の庇護のもとに、つどい寄つた者たちを神の助けを得て可能な限り力を尽くして教え導くことのできる者を選ばねばならない。さらには外部のツァーリや有力者をはじめ多くの者たちの魂の必要にも応ずることのできる者でなくてはならない。このような者たちを選び任命することこそが聖なる規則にかなうのである。同様に主教はそれぞれ自らの主教区において、あらゆる点で聖なる規則に則っていささかも違うことなく司祭と輔祭を選び任命せねばならない。そして選ばれる者の懺悔聴聞僧と七人の証人によってその者の清廉と居住年数ならびに年齢を問いただすべきである。もし三〇歳以上で読み書きができ、その地位にふさわしい資格がある者であれば司祭に任じられる。

輔祭については二五歳以上の年齢で、その地位にふさわしい資格があれば任命される。十分にその地位にふさわしい資格はあるものの聖なる規則の定める年齢に達していない場合には、その年齢に達するまで任命してはならない。もし輔祭や司祭に任命されるべく主教のもとにやつて来た堂役が、年齢に不足がなくとも読み書きができない場合には、その者を任命せずに本山教会へ送り、その者が大聖堂で讚美の詩篇や詩篇を唱えカシ規程シを読めるようになり、教会のしきたりに習熟するまで教会の仕事覚えさせるように長司祭や本山司祭に命ずる。こうしてその地位にふさわしい資格ができた時初めて任命すべきである。

輔祭や司祭に叙任されるべく訪れる堂役で、読み書きの力が不十分で年齢が不足している場合、あるいは年齢に不足がなくとも読み書きの力が不十分の場合、主教はかかる堂役を書物の学校の教師のもとへ送り、聖なる規則にもとづいて読み書きと教会のしきたりを十分に学ばさせなければならない。その地位にふさわしい力がついた時、初めて叙任を行なうべきである。叙任したのち、主教は彼らに命じて本山教会において七日間奉事を行なわせなければならない。

新しく叙任された司祭が習慣どおり本山教会において奉事を勤め上げたのち、主教は彼に委ねる教会に彼を派遣するにあたり、聖使徒の規則を引用してよく教え諭した上で按手状を与えて、その内容を読み聞かせ、それを宝座にのせ、叙任の記念のために按手状を受け取るように命ずべきである。とりわけ新しく叙任された司祭を靈的に教え諭し、彼ら自身が清浄と懺悔とその他の徳目ならびに神への畏れのうちに暮らすとともに、あらゆることにおいて聖なる按手状に述べられているとおり、神の教会を守りまた正教キリスト教徒に対して神への畏怖の念を教えることができるようにせねばならない。さらにまた聖なる按手状にしたがって、いささかもこれに違ふことなく、あらゆる有益なことにについて教え諭すことが必要である。そして何ごととも神の意にかなうようにとのえ、あらゆる悪と恥ずべき不品行から身を守り、何よりもまず暴食、酩酊、中傷、虚言、その他もろもろの恥ずべき所業を慎まなければならない。神はそれらを憎まれるからである。もしも汝らの教えの子が汝らの中に靈的な果実を見出すならば、キリストが「汝らは世の光、地の塩なり」と語られたように、汝らを見て多くの者が救われるであらう。それゆえ、上述のとおり何ごとについても聖なる按手状にしたがい、汝らは自らの司祭たちを純潔に保ち、自らをあらゆる恥ずべきことから遠ざけなければならない。

同様に輔祭についても、彼らがこの職務を非の打ちどころなく遂行し、彼ら自身が清浄と懺悔とその他の徳目のうちに暮らして、あらゆる不品行の所業を避けるように教え諭さねばならない。何よりもまず彼らは神への畏怖の念を抱いて教会のために励み、キリストの御名における上司たる司祭に服従して靈的に和合し、その他の正教キリスト教徒に対しても愛と謙讓のうちに暮らさなければならぬ。そして何ごとにおいても嚴格に己れを持ち、善行によってすべての者に手本を示し、他の者たちもこれを見て、汝らに神聖なる権力と謙虚なる叡智を与え給うた神を讃えるようにしなくてはならない。そしてもしも汝らが上述のように暮らすならば、汝らは仕合わせを恵まれ、この世のみな

らず来たるべき世においても神から二重の榮譽を授かるであろう。神聖なるパウロがこう述べているように。「神が己れを愛する者、何ごとについても己れの戒めを守る者のために備え給いしことは、目いまだ見ず、耳いまだ聴かず、人の心いまだ思わざりしところなり」⁽³⁾。

(1) 金に由来する重量単位。ここでは一ソロトニクがモスクワ・ルーブリの半分すなわち五〇コペイカに相当する貨幣価値をもつことが強調されている。

(2) マタイ伝 五―一三、一四。

(3) コリント前書 二―一九。

第九十章 各人が自らの分を守るべきことについての回答

高位聖職者と司祭と輔祭、すなわちあらゆる司祭職や修道士の位階にある者たちは、各人が自らの分を守ること。さらに生活を清く汚れないものにするばかりでなく、行動も言葉も立居振舞も、見るもの聞くものがすべていささかも恥ずべき疑いをかけられないようにしなければならない。法衣をまとうにも靴を履くにも、各人が自らの分を守ること。町でも家でも旅にあっても、余計なもので飾り立てたりせず、ふさわしからぬ法衣はまとわず、また余計なものを求めてもいけない。もしも教会勤務者の中でこのようなことを敢えて行なおうとする者があれば、聖なる第六回全地公会の聖なる規則第二十七条により停職処分となる。そこに規定されているのは教会勤務者についてばかりでなく、俗人についても、高官に始まって乞食やまた女にいたるまで、各人は自らの分を守ることである。第二十七条

に述べられているように、教衆のうちに数えられる者は誰でも、たとえ町にいても旅にあっても、ふさわしからぬ法衣をまとわず、教衆に数えられる者にふさわしいとされる衣服を着用すること。もしもこれに背けば、一週間の停職処分とする。

注釈。聖なる教会の教衆に数えられる者は誰でも、たとえ町にいても自宅にいてもまた旅にあっても、ふさわしからぬ法衣をまとわず、教会勤務者にふさわしいとされるものを着用すること。兵士、千人隊長、五十人隊長、商人、金細工師、鍛冶屋、農夫、乞食にはそれぞれの衣服があり、また女もトルロップと呼ばれる上着を着用すること。教会勤務者が金やビーズや宝石で身を飾り立てるような習慣があるが、彼らがこのような女性の衣服で着飾るのは、兵士の服を着るのと同様にふさわしいことではない。各人に相応の衣服があり、これによって誰がどのような身分の者であるか分かるのである。

主教は使徒パウロが定めたように、清らかに身を保って敬虔なる服装で身を飾らなければならない。同じく女も敬虔と純潔をもって美しく飾るべきであり、金や銀や高価な衣服で飾り立てるべきではない。そしてキリスト教徒にふさわしい生き方、ならびに主とその弟子たちの教えにしたがって、全身全霊をこめて神が自らを愛する者たちに定めた永遠の至福を求めること。さらに第七回全地公会の規則第十六条も参照すること。またあらゆる遊戯、道化芝居、見世物について、すべての教会勤務者はこれを見ることを禁止されている。これは聖なる第六回全地公会の規則第五十条および第五十一条にもとづくものである。

注釈。右の二つの規則にもとづいて、俗界のキリスト教徒たちも清らかな生活を送ることが求められている。この規則はこのためにある。俗人のうちで遊びや踊りに興じたり、道化芝居と呼ばれる遊びをしたり、人を見世物に集めたり、誘惑の網に誘いこむような者がいれば、この者は謹慎処分となる。また一方、教会勤務者で今述べたような罪

を一つでも犯す者は職務を剝奪される。

聖使徒の規則の第六十九条。主教、司祭、輔祭、読経者、聖歌隊員の中で大齋期にあたる四〇日間に精進を行なわない者や、一年を通して水曜日と金曜日に精進を行なわない者は職務を剝奪される。ただし体が病いに冒されている者の場合には、その病人の体力に応じて、バターと葡萄酒を摂ることが許される。俗人で精進を行なわない者は謹慎処分となる。

第九十一章 血抜きしていない肉を食することに^{コルソツサ}の回答 絞

め殺された動物の肉を食べてはならぬこと

聖なる第六回全地公会の規則第六十七条はすべての正教徒が絞め殺された動物の肉や血、つまり腸詰^{コルソツサ}めを食することを禁じている。規則第六十七条は以下のとおり。神聖なる書き物は血抜きせずに絞め殺された動物の肉を遠ざけ、さらに放埒を慎むように教えている。ある者は腹を満足させるために、ある方法によって何らかの動物の血から腸詰めと呼ばれる食べ物を作り、このようにして血を食している。我らはかかる行為を禁ずる。今後いかなる形であれ、動物の血または絞め殺された動物の肉を食べるような者がいれば、それが教会勤務者ならば職務を剝奪され、俗人ならば謹慎処分に付すべきである。

このため敬虔なるツァーリはすべての都市にツァーリ自身の訓令を送り、あらゆる市場で幾度も以下の禁令を皆に告げるように命ずるべきである。すなわち、絞め殺された山鳥や鴨や兎を市場には運びこまず、正教キリスト教徒たる者は一切これらのものを買わず、また絞め殺された動物の肉やいかなる動物の血も口にしないこと。そしてかかる

行為によって自らの身を汚すことなく、また神を怒らせないようにし、聖なる規則の戒めを畏怖するように努めること。さらにあらゆる聖物から遠ざけられるような罰を受けないようにすること。同様に聖職にある者も聖なる規則にもとづいて永久の僧籍剝奪の罰を受けぬようにすべきである、と。

第九十二章 異教的な気違い沙汰の遊興についての回答

無分別にも俗界の正教キリスト教徒の多くは、町や村で異教的な気違い沙汰を行なっている。彼らは偉大なる前駆者ヨハネの生誕祭の前夜やその祭日中の昼夜を問わず、さまざまな遊戯と水掛け遊びをしている。男も女も子供も家の中で、あるいは通りを歩き回りながら、また水辺でたわむれ、あらゆる遊戯やら種々の芸に興じたり、悪魔的な唄を歌ったり踊り狂ったりグースリを奏でたり、その他多くの方法で遊び興じ、恥知らずな格好をしたりさらには飲酒に耽ったりしている。また彼らは平日にもまたキリスト生誕祭の前夜や大バシレイオス祭の前夜や神現祭の前夜にもこれに類することを行なっている。一方やり方は異なるが、聖三位一体祭の土曜日にもこのような恥ずべき行為がなされている。またペトロの斎の最初の月曜日に遊興のため村や郷や川辺に出かける者もいる。このような異教的な気違い沙汰が横行しており、このことで神の怒りを買っている。かくして俗人は無知のゆえに罪を犯している。彼らも誰からも制止されたり糾弾されたり禁止されたりすることなく、また司祭らから教諭されたり、裁判官からも罰せられたりすることなく、聖教父たちによって禁じられたかかると恥ずべき行為をなしているのである。

キリスト教徒たる者はこのような気違い沙汰にうつつを抜かすべきでなく、今後は聖なる尊き祭日や斎の日には神の教会に赴き、祈禱に励んで讚美歌を喜んで歌い、聖なる神についての講話に一心に耳を傾け、神聖なる聖体礼儀に

畏怖の念をもって臨むべきである。その後になって初めて、各自の家で食事と酒をととのえ、しかも神の御名において聖職者や自分の友人とともに祝日を祝い、乞食には食べ物を与え、酒に酔いしれることなく神の栄光をことほぐべきで、このことは主の他の祭日においても同様である。

それゆえに聖なる規則と聖教父たちの遺訓にしたがって、今後すべての正教キリスト教徒は町や村や川辺での異教的な気違い沙汰に出かけてはならない。これに関して、敬虔なるツァーリは正教キリスト教徒が今後はこのような異教的な気違い沙汰に参集しないよう、さらにこの異教的な気違い沙汰が神の恩寵によって今後キリストを愛する汝の帝国ではきっぱりと根絶されるよう、ツァーリ自らの訓令をすべての町と村に発布すべきである。

これらすべての異教的な気違い沙汰と遊興に関しては、我らは聖なる規則から次のように書き留めた。第六回全地公会の規則第五十条と第五十一条はいかなる遊興をも禁止している。

注釈。本公会の規則第五十条は教会勤務者と俗人とを問わず、すべての人々にサイコロ遊び、将棋、双六、骨牌遊びつまり一種のサイコロ遊び、およびこの類いの遊戯を行なうことを禁止している。規則第五十一条は教会勤務者と俗人に対して、いかなる遊興をも禁止し違法であるとしている。また酩酊するまで酒を飲むことも同様である。主たる神が飲酒を認めたのは酩酊するためではなく、悲しみを抱いたり無慈悲な不幸に心を痛めている者たちや、あまたの心労に倦み疲れている者たちが陽気な気持ちになったり、さまざまな病いを抱える者たちが健康を取り戻したり、さまざまな患いに弱り切っている者たちがわずかな息抜きをするためである。酩酊は忌むべきことゆえに斥けられたのである。いわく「暴飲するなかれ、酒には放埒が存する⁽¹⁾」。したがって聖務に就いている者たちが居酒屋を営んだりそこに勤めたりすることは、同じく第六回全地公会の規則第九条によって禁じられている。なんとすれば怠惰というものは酩酊にせよ遊興にせよ諸悪の根源であり、大いなる破壊をもたらすからである。このためすべての神

聖なる書き物と聖なる規則は、サイコロも将棋も双六もグースリも弦楽器も木笛もいかなる楽器も、また道化芝居や見世物や踊りにいたるまで、あらゆる遊興を禁止しているのである。主は次のように語っている。「今笑う者よ、汝らに災いあらん。汝らは悲しみに泣かん」と。聖使徒の規則第四十二条と第四十三条も次のように述べている。主教、司祭あるいは輔祭が遊興に興じたり酩酊したりすれば、時には停職処分、時には追放処分を受けることになる。同様に副輔祭、誦経者あるいは聖歌隊員が同じようなことを行なえば、時には停職処分に、時には追放処分を受けることになる。俗人についても同様である。またユスチニアヌス帝の新法には次のように書かれている。もしも主教や司祭、または輔祭や副輔祭、あるいは他の教会勤務者が遊戯を行なったり遊興に耽る者と関わりをもったり、そばに坐って見世物や狩りを見たりすれば、いかなる聖職からも解任され、生計を立てる途を奪われることになる。そしてかかる者は一定の期間悔悛の行を課されることになる。もし期間内にしかるべく悔い改めて申告するならば、再びかつての位階に復帰し、神の御慈悲と人間愛により、誰であろうとも聖職者の位階を授かることになる。だがもし悔い改めの時間が経過した後も相変わらず遊びや飲酒に耽っているようであれば、この者は完全に僧籍を剝奪されることになる。新法の第一章第二条にも次のように書かれている。三年間聖職を解かれ悔い改めによって清められた者は、そのままかつての聖職の位階に復帰することができる。もしもこの者が神への畏怖のうちにとどまるならば、神の御慈悲と人間愛によって悔い改めの時間は短縮される。次のように書かれているとおりである。「神への畏怖の念によって誰もが悪から身を避けるのである」と。

(1) エフェソス書 五―一八。

(2) ルカ伝 六一―二五。

第九十三章 同じく異教的な気違い沙汰や魔術や妖術についての回

答

聖教父たちによる第六回全地公会の規則第六十一条、六十二条は人々が魔術師のもとへ通うことを禁じており、正教キリスト教徒たちが異教的な風習になじみ、遊戯や踊りや手拍子に興じ、酒を求めて酒樽や酒壺のまわりに群れ集い喚声をあげることや、その他の恥ずべきことを行なうのを禁止している。

これらすべてのことについての注釈。規則第六十一条。邪悪な風習にしたがって魔術師や呪術師のもとへ通う者、これらの者から何か未知のものを知らうとして彼らを自分の家に呼び招く者、純真無垢で無知な人々を愚弄し、その心を惑わすために熊やその他の動物に餌を与えて飼っている者、運勢を信じて人の宿運すなわち運命や魔術を信じる者、また霊占いをすると言われている者、かかる者たちに対して聖なる公会議は六年の懲罰を科すように命じている。このうち四年間は教会の罰則にしたがい改悛中の人々とともに立っていないならば、続く二年間は教会内で信者とともに立っていないなければならない。その後で初めて神の聖なる賜物を享受することになる。もしも過ちを正すことなく、懲罰を受けた後もこうした異教的な邪悪な行為を止めなければ、その者はどのような場合にも、またいかなる地においても教会から追放されるであろう。

魔術師や呪術師については神を心に抱く教父と教導者たちが語っているが、誰よりもみごとに語っているのは金口イオアン、すなわち聖ヨハネス・クリュソストモスである。この聖者によれば、魔術や呪術を使う者がたとえ聖三

位一体の名を口にしたり、どこかの聖者の名を引き合いに出したり、またキリストの尊き徴しるしである十字を切ったりしても、彼らから身を避け、遠ざかっていなくてはならない。

同じく異教的な気違い沙汰についての規則第六十二条。カランダイ、ボタ、ブルマリアとはギリシャの言葉であつて、それぞれの月、とくに三月の日々のことであり、異教の風習に則つて盛大に行なわれる祭りや遊興のことである。本全地公会はこの類いの遊興を認めず禁止している。また女たちが人前で踊ることは恥ずべきもので、多くの者を笑いと放蕩に誘うものとしてこれを禁じている。同様に成人男子と少年が女性の衣服を身にはおることも、ましてやそれを着用することもいけないし、また女は男性の衣服を着用してはならない。各人が自分にふさわしい衣服をまとい、それによって他人に自分の性別を知らせるべきである。

また同様にふさわしからぬ衣服を着たり、踊り子や放浪芸人たちの歌を歌ったり、彼らの破廉恥な歌や戯言を口にしてはならない。葡萄酒醸造のために葡萄を足で踏んで搾ったり、また葡萄酒その他の酒を注ぐさいにも、無分別な連中は異教的な惑わしに染まった古代の風習をまね大声をたて喚声をあげている。また彼らは酩酊の師たる異教神デイオニュソスの名を呼び、大声をあげて酒を求め、味覚に酔いしれ酩酊を深めている。

本全地公会はこれらすべてのことを禁ずるものである。これに聴きしたがわかない者には処罰を科する。それでも悔い改めない者は、もしそれが教会勤務者ならば追放し、俗人ならば謹慎処分とする。さらには聖使徒の規則第四十二條、四十三條、ラオディケア主教会議の規則第五十三條、五十四條、トルルス主教会議の規則第二十四條、五十條、五十一條、およびカルタゴ主教会議の規則第六十條、六十一條を読むこと。同じく第六十四條、六十五條も読むこと。同カルタゴ主教会議の第十五條では、聖職者たる者は見世物を催さないようにし、ましてやそれを見物してはならないと述べている。神への冒瀆が行なわれている所には出かけてはならないと、すべてのキリスト教徒たちには定めら

れている。神聖なる規則にならうユスチニアヌス皇帝の新法は第三十七章で、すべての主教、司祭、輔祭、副輔祭、読経者、聖歌隊員、および他の教会勤務者や他の修道士らに對して、あらゆる遊興と見世物を催すことを禁止している。

同じく古代の異教的な氣違い沙汰に關しては、第六回全地公会の規則第六十五条がある。月によつてはその初めに、一部の者たちがその仕事場の前や家の前で火を焚いて、何らかの古代の風習にしたがつてこれを飛び越えているが、今後はこのようなことを止めるように余は命ずる。そのようなことを行なう者は、もしそれが聖職者ならば僧籍を剥奪し、俗人ならば謹慎処分にする。なぜならば列王紀第四卷に次のように書かれているからである。「かくしてマナセはすべての天の軍勢のために、主の神殿の二つの庭の前に祭壇を築いた。そして魔術とまじないを行なつて、その息子を火にくぐらせ、魔術師と占い師を立てて、主の前で多くの悪事を重ねたために、主の怒りを買つた」。

注釈。ある者たちは物を売り買いする建物の前や自分の家の門前で、何らかの古代の風習にしたがつて火を焚き、その火を飛び越えている。このような行為を根絶するため、教父たちは次のように命じている。もしも教会勤務者がこれに類したことを行なつて発覚した場合には僧籍を剥奪されるべきであり、またそれが俗人ならば謹慎処分に付されるべきである。なぜならばマナセ王は魔術を用いてその息子に炎の中をくぐらせ、神を激怒させたからである。

別の注釈。聖なる本全地公会は数多くの古代の風習を禁止してこれを退け、カレンダーと呼ばれる行事をはじめ多くの風習を廢絶した。たとえば三月や他の月初めに占いを行なつたり、あるいは洗足木曜日ほくちに木片の中に火口を通し、左右の端からその火口を出して二本の木片にその端を置き、それから家の門の中か前で、または店の前で両端から火を点ける習わしがあった。列王紀第四卷に書かれているごとく、魔術とまじないを行なつてその息子に火の中をくぐらせて、そのために神の怒りを買つたマナセ王のように、人々は古代の風習にしたがつて、魔術を用いて女や子ども

とともに火の中を通っていた。あらゆる魔術は神により禁じられている。なぜならばそれは悪魔の所業だからである。それゆえ本会議も今後はかかる行為を禁じ、違反した教会勤務者には僧籍剝奪を、俗人には謹慎処分を科するものとする。

(1) 列王紀下 二二―五以下参照。

第九十四章

どのような日に裁判を行なってはならず、また見世物を催してはならないかについての回答 第七編、第一章

章

規則第六條は次のような日々を祭日と定めている。すなわち復活祭の前後各七日間、キリスト生誕の日、主の神現祭、聖使徒たちの受難の日、およびすべての日曜日である。これらの祭日には見世物を催してはならず、また裁判を行なってはならない。復活祭の前後一五日間は、公的な債務も私的な債務も取り立てるべきではない。規則第十七條は、日々の労働から解放される復活祭前後の一五日間には、パン焼き場で働いてそのパンを商ってもよく、その代金で故人の冥福を祈るように命じている。

同編第二十五章の規則第五十條は、聖なる大齋の四〇日間と聖なる復活祭の当日にも強盗たちは拷問されるとあり、これについては証人を喚問せねばならず、誰にもまして掠奪行為で悪名高きイサウリア人の場合にはなおさらである。卷一の第四編規則第三條は次のように述べている。聖なる復活祭の当日にあっては何びとも投獄されず、また何びと

も拘禁されることはない。ただし姦通する者、放蕩に耽る者、娘を辱める者、墓を荒らす者、人を毒殺する者、ひそかに金貨を鑄造する者、すなわち混ぜ物を入れて價金を造る者、殺人を犯す者、および暗殺を行なう者についてはこの限りではない。こうした者たちは常にその罪のゆえに罰せられるのである。その他の者たちに対しては一度だけ恩赦を与えるものとする。

規則第四条は次のように述べている。もしも皇室の祝日が日曜日に当たっているならば、すなわち皇帝の誕生を記念する日、あるいはその息子や娘の誕生日、または一門のうちの誰かの誕生日に当たっているならば、見世物は別の日に延期される。日曜日に見世物を行なう者は軍務を解かれ、その財産は没収されるべきである。法に反して裁判所に召喚する者もまた罰を受ける。また日曜日であっても契約を結んだり示談を行なったりすることは認められる。

巻一の規則第二条と第十三条によれば、ユダヤ人たちは土曜日と彼らの他の祝日には、肉体労働をしないとある。つまり食わず飲まずパンを焼かず煮ず、また他のいかなることもしないのである。公的な罪や私的な罪を犯しても裁判所に召喚されることはないし、またキリスト教徒が裁判所に召喚されることもない。

(1) いわゆるペトロとパウロの日、旧暦の六月二十九日。

第九十五章 キリスト教徒はどのようにして休日を祝うべきかにつ

いての回答

右のことについて神のごとく聖なると高き使徒ペトロとパウロの規則第一条と第二条より。我らペトロとパウロ

の両名は人々に対して一週間のうち五日間働くことを命じている。土曜日と日曜日には聖書による敬虔なる教えを得るために教会へ出かけて休日を祝うのである。土曜日は生きとし生けるものすべてを記念する日であり、日曜日は復活の日だからである。規則第二条。偉大なる週、つまり受難の週とそれに続く一週間、すなわち聖なる復活祭の週と呼ばれる期間には、人々はいかなる労働も行わず、すべての奴隷も自由人も休日を祝わなければならない。なぜならば最初の週は主の受難の週であり、また次の週は主の復活の週で、誰が我らのために苦しみを受け、蘇り、我らを救ってくれたかを学ばねばならない。

これについての第六回全地公会の規則第六十六条。わが神なるキリストの聖なる復活の日から新しい日曜日までの週全体は聖なる教会にあつて、信徒たちはふんだんに讚美歌や誉め歌や霊的な歌によってキリストにおいて喜び、祝日を祝い、神聖なる書き物の朗読に耳を傾けて、聖なる秘蹟を大いなる喜びとすべきである。このようにして我らはキリストとともに復活し、天に昇るのである。そして上述の日々には決して競馬を行なつてはならず、また民衆のための他の見世物も催してはならない。

注釈。信徒たちは聖なる教会に行つて讚美歌と聖歌を歌つて過ごし、わが主キリストの聖なる復活の後の一週間全体にわたつて祝うべきである。

注釈。別の翻訳による規則。わが主キリストの聖なる復活の日から新しい日曜日までの一週間全体を聖なる教会で過ごし、信徒たちはふんだんに讚美歌や聖歌や霊的な歌を歌つてキリストにおいて喜び、祝日を祝い、神聖なる書き物の朗読に耳を傾けて、聖なる秘蹟を大いなる喜びとすべきである。このようにして我らはキリストとともに復活し、天に昇るのである。上述の日々には決して競馬や民衆のための他の見世物を催してはならない。

第九十六章 主教ならびに教会勤務者についての第六回全地公会の

規則第八十条

もしも主教、司祭、輔祭、聖歌隊に所属する者、あるいは平信徒の中の誰かが何らの重要な用件もなく、また良からぬ用事のために長期間にわたり教会を離れ、三週間も町にとどまってその三週間にわたって奉事に参加しなければ、その者が聖職者ならば僧籍を剥奪し、平信徒ならば聖体拝領から遠ざけるべきである。

注釈。三週間にわたっていかなる用件もなく、また由々しい不幸もないのに教会の外で日々を過ごす者は、教会勤務者ならば僧籍を剥奪され、俗人ならば謹慎処分が付されるものとする。

第九十七章 多くの修道院に対する寄進および扶助についての回答

汝の父にして全ルーシの専制君主たる大公陛下ワシーリイ・イワーノヴィチは一部の修道院に対して、勅令により永代ではなく一時的なものとして穀物や塩や金銭や燈明用の蠟や蜜飯用の蜜や聖餅用の小麦などの寄進を行なうように命じたが、その後は汝の母にして皇太后たる大公妃エレーナが、それほど多くはなく、また永代ではなく一時的なものとして、かつ毎年ではなかったにせよ、同様の寄進を行なうことを命じた。そして汝の母である皇太后の亡き後、汝ツァーリが成人するまでの間に、多くの修道院が上記の寄進を永代扶助として毎年受領する旨の文書を入手した。

また他の修道院や多くの教区教会も、同じ期間に国庫からの扶助を新規に受領する旨の文書を入手した。だがこれ

らの修道院には所領の村々やその他の収入があり、教区教会のあるものは町の教区を、また他の教区教会は村々を持ち、菜園や果樹園や耕地や他の税収入や家賃収入のある店舗を所有している。それにもかかわらず同じ時期に、汝が成人に達するまでの間に国庫から汝の扶助を獲得したのである。このことについて、敬虔なるツァーリ陛下たる汝はしかと調査するように命ずるべきである。汝の父にして永遠に記憶さるべき全ルーシの大公陛下ワシーリー・イワーノヴィチは、規模の大小を問わず貧しい地区にある修道院に対して永代の寄進を行なってきたが、汝ツァーリ陛下もかかる修道院に対しては今後も永代の寄進を行なうべきである。

汝の父が勅令により一時的に寄進を行なうように命じた修道院であっても、これらの修道院に所領の村々やその他の収入があつて、かかる扶助がなくても存続することができるならば、寄進を行なうか取りやめるかは、汝の意のままである。汝の父が勅令により貧しい地区にある修道院や教会に対して一時的に寄進を行なうように命じ、その中のあるものは汝からも永代の寄進を受け取る旨の文書を再三にわたって入手しているが、このことについて汝ツァーリ陛下はしかと調査するように命ずるべきである。また貧しい修道院や教会であっても、かかる扶助を受けずに存続できるならば、扶助をつづけるか否かは汝の意のままである。また貧しい修道院や聖なる教会で汝の扶助がなければ今後存続することができないならば、敬虔なツァーリたる汝がこれらのものに対して恩恵を与えるのは当然のことであり、正しいことである。さらに貧しい地区にある他の修道院および聖なる教会で他からの援助が一切ない場合には、これをキリストを愛する汝の帝国の庇護のもとに置くべきである。

昨今において有力者たちが仲間の中から本山教会に所属させ扶助受領者とした司祭と輔祭については、汝の知らぬ間に扶助や寄進を汝の国庫からあてがったのであり、かかる司祭と輔祭らはすべて退け、彼らにはツァーリの扶助を与えないこととし、本山教会の食卓につかせるべきではない。そしてこの者たちは昔どおり自分の教会で暮らし、そ

こで神に祈るべきである。

第九十八章 七〇五¹九¹年九月十五日

大公陛下はその師父にして全ルーシの府主教たるマカーリイと相はかり、それに先立ち陛下はその祈禱者である大主教、主教らと相談し、我ら府主教、大主教、主教および修道院の所領たるスロボダ²に関して、すべて新規のスロボダに都市の住民と同じあらゆる国家の租税を課し、都市の住民と同じ裁判に服させることに決したことがあった。今、我らはこの決議を想起する。

新規のスロボダは神と陛下とが治めるがよいが、ただし裁判は別である。ところが今や汝ツァーリ陛下の代官および郷長は、新たなスロボダへの転入者だけでなく旧来のスロボダの住民に対しても裁判を行なうことを欲しており、かくして我らのスロボダ住民は零落せざるを得なくなっている。これ以前には汝の代官や郷長が我らのスロボダ住民に対して裁判を行なうことはなかった。願わくば汝の代官や郷長らがこの先我らのスロボダ住民に対して裁判を行なうことを禁止されんことを。

これ以後、汝ツァーリと我らとが決したところにより、台帳登記以後に新規スロボダに移ってきた都市ポサード³住民については、新しいスロボダから都市ポサードに引き戻すこととする。このことについては、陛下よ、神が汝に告げ知らせ給うところにしたがって、神と汝とが司るようにする。まず府主教、大主教、主教および修道院はその古いスロボダを、裁判についてもその他すべての事柄に関しても以前の文書にしたがって旧来どおり所有するものとするが、新規のスロボダは建設せず、古いスロボダにも所帯をむやみに増やさないこととする。ただし父から独立する子

供や、岳父から独立する娘婿や、また修道兄弟団から修道士が新たな所帯を作って独立する場合は別である。さらに、他の都市や農村からやって来た者たちが古いスロボダの中に新しく所帯を設けてはならない。いずれかの古いスロボダで屋敷が空き家となった場合には、これまでと同じく旧例にならって、農耕民であれ非農耕民であれ農村住民をその屋敷に呼び入れることができる。これらの人々の退去が秋のユーリイの日の期限内になされることは、君主法典（4）にもとづいて旧例のとおりである。^{（5）}

非担税民たるカザークの場合を除き、これ以後ポサードから都市住民をスロボダに呼び入れたり受け入れたりしてはならない。府主教、大主教、主教および修道院のスロボダから農民が都市のポサードなり村なりに移り住むことを望む場合には、我らがツァーリの勅令に定めるユーリイの日の期限内に退去通告を行なって自由に行くことができることとする。

- （1） 一五五一年。
- （2） 租税が免除された集落。
- （3） 商人や手工業者の居住区。
- （4） 旧暦の十一月二十六日。この前後一週間は農民の移住が許された。
- （5） 共同体に属さない一種の自由民。コサック。

第九十九章 ツァーリおよび本会議が前府主教ヨアサーフならびに

彼とともにある人々に宛てた書簡

敬虔なるツァーリ、府主教、大主教、主教らの助言により、本会議に先立って示されたツァーリの言葉、あらゆる重要問題についての質問、ツァーリの提言に対する主教らの回答が、聖使徒や聖教父たちの規則および以前のツァーリや大公による正教の法に則って書き取られた。

ツァーリの質問と主教たちの回答を記したこれらすべての記録は、命なすトロイツェ・セルギイ修道院内にいる前府主教ヨアサーフ、前ロストフ大主教アレクセイ、前チュードフ修道院長ワシアン、前トロイツェ修道院長ヨナおよび同修道院のすべての長老僧のもとに送られた。

ツァーリと主教たちの手になる決定事項を聴き取ると、府主教ヨアサーフおよび上記のすべての者たちは一致してこれらすべての決定事項に同意し、いくつかの問題に関しては審議をした上で書簡をもってツァーリと主教たちに同意を与えた。この助言は、トロイツェ修道院長セラピオン、ヨシフ・ヴォロコラムスク修道院の長老僧ゲラシム・レニコフおよびブラゴヴェシチェンスキイ寺院の司祭シリヴェストルに託されて、ツァーリ陛下と主教たちと本会議にもたらされた。その内容は以下のごとくである。

第百章 教会会議に関するツァーリ大公および府主教の書簡に対する 前府主教ヨアサーフの回答

鳴鐘については教会規定および修道院のしきたりによると書かれている。このような場合、修道院ではしきたりが優先する。だが俗界ではツァーリの儀式と世俗の必要を考慮しなければならない。大貴族、書記、官署役人やあらゆる勤務者、ならびに商人は午前中の聖体礼儀に出なければ、その他いかなる聖体礼儀にも出席してはならない。これは病人や老人についても同様である。第六時の後、司祭はタラシウス(1)の章にある以外には聖体礼儀を行なってはならない。司祭が瀕死の病人のもとに呼ばれ第七時に遅れる時には、聖体礼儀を諦めるか行なうかは本人が決めること。このような瀕死の病人は町でも毎日のように数多くある。だがツァーリの儀式についてはツァーリ自らが見られることなので、規定にしたがうか、必要に応じてこれを行なうこと。

聖餐布についてはこう述べられている。大きな教会からは半ポルティナ、暖房付きの教会と副祭壇からは五アルティン、教区外教会についてはとくに言及はないけれども、同様に五アルティンを取ることにしたらどうか。

十分の一税徴収官と週番役人は司祭や宣誓役人とともに町にとどまり、郷には派遣されないことが決められたが、これはよい。十分の一税徴収官は、署名入りの司祭叙任状の写しと、どの司祭と長老が主教や府主教の税を集めるように命じられているかを示す内容の書類の写しを所持していなければならない。十分の一税徴収官は司祭や長老にこの写しを渡すこと。そして彼らのその叙任状の写しと移動許可証についてそれぞれの司祭に尋ね、それらを持っているかどうか、また署名があるかどうかを確認すること。そして十分の一税徴収官が違反者を見つけたならば、この者

たちをその件で府主教あるいは主教の前へ期日を定めて出頭させること。十分の一税徴収官はこの件にこれ以上関与することなく、どこであろうと叙任状に署名をしたり移動許可証を交付したりしてはならない。これは聖務に関することである。

また裁判は規則にしたがって行なうこと。すなわち、およそ掌院、典院、司祭や修道士の位階にある者については、主教自らが裁きを行なうこと。これが規則に則った裁判である。これが適切で正しいものである。教会裁判が一部の者に対してのみ行なわれ、別の者に対しては行なわれないというのでは神意にかなっていないことにならない。だが、そういう場合もあると聞いている。

教会会議が決定したところによれば、すべての修道院では掌院、典院、僧庵長、長老僧はみな食堂で修道僧たちと一緒に食事をする。また食べ物や飲み物は全員平等であることになっている。だが客人がやって来た時には、食堂内の客人用の食卓で食事をさせること。また身分の高い者が大切な用事でやって来た時には、応接所で食事をさせること。これはまったく適切なことである。ただしトロイツェ修道院だけは右の決定の中に含まれていないので、共同の食事は適用されない。ここには昼も夜も絶えず客人が訪れるからである。

また会議の決定には、僧庵に食べ物や飲み物を置いてはならぬとは書かれていない。だが食べ物や飲み物を僧庵に置くと、食堂では偽善的な食事となる。一方、老人や病人や重病の者が剃髪を受けて高額の剃髪料や世襲領地を寄進しながら共同食事のため食堂まで歩いてたどり着くことができない場合には、掌院や典院はそれを強制することなく、彼らの病気をいたわってやり、よく情状酌量の上、またその人柄を見て出来るだけのことをしてやるがよい。あるいは自分の部屋を持ち、病気のためにやむを得ず誰かに食べ物を取りにやらせても、これについて非難することなく、その人柄を見て判断しなければならぬ。また大きな修道院にはあらゆる種類のクワス、つまり古いものや辛口のも

の、酸っぱいものや甘口のもの、ライ麦のものや蜂蜜入りや混じり気なしのクワスを置いておくこと。どのような成分のクワスが誰のどのような体質に効くかを調べて、病気の治療に用いるとよい。

陛下はイコン絵師に関しては、モスクワおよびあらゆる町々においてイコン売場の拙劣な作品を回収し、それを描いたイコン絵師どもを捜し出すように命じ、腕のよい絵師のもとで学び終わるまで彼らにイコンを描くことを禁ずるべきである。

無住の教会堂について。陛下はこのような教会堂に対して税を免除し、十分の一税、巡回税、ならびに府主教に納めるべきことになりましたすべての税を免除すべきである。府主教税は司祭に対して課されるもので、それで教会内の設備をととのえるために充てられるものである。各地の名望家がその経費を集め、それで教会堂の設備をととのえるがよい。それらの教会の司祭たちは教区と教会の土地からあがる収入で生活すべきである。

捕虜の買い戻しについて。この買い戻し税を土地にかけるべきではない。買い戻し税は府主教とすべての大主教と主教の収入、ならびにそれにふさわしいすべての修道院から、それぞれ陛下が妥当と考える額を徴収するのがよい。ツァーリ陛下は農民に対しては十分に重い税を課している。陛下よ、農民に対しては神が汝の心に示されているような仁慈を示す^べがよい。汝の父は在世中に府主教と大主教と主教たちの収入から、スモレンスク主教の収入を補うために税を取り立ててきた^がが、彼らはこのことで苦情を言わなかった。陛下よ、捕虜たちのほうがそれより一層困っているのである。

陛下よ、書状には髪をのばして世間をうるうついている若者どものことは書かれていない。陛下よ、彼らがどれほどいようと、この若者どもに世間をうるうつくべきではないと告げ知らせよう命ずるべきである。この者たちは神のために放浪しているのではなく、好き勝手なことをして世間を惑わせているのである。

放浪芸人について。陛下よ、汝の帝国にこの者どもがどれほどいようと、どうかこの者どもを追い払うように命じてもらいたい。彼らの悪魔的な所作がなくなれば、陛下にとって大いなる救済となろう。

零細な隠遁修道院について。陛下よ、汝はこれらの修道院がそれぞれ暮らしを立てられるよう、どこか適当な一つの隠遁修道院にまとめるか、あるいは通常の修道院に併合するよう命ずるべきである。陛下よ、何よりもすべてをみそなわすのは神であるので、何ごとにつけ汝は神に導かれるとおりにされるがよい。陛下よ、この書状の中で神聖なる書き物と聖なる規則から引用して書かれているところはすべてよろしい。

ヴォロコラムスク修道院長ヨシフについて。陛下よ、汝の書状には汝の祖父にしてわれらの主君たるイワン・ワシリーエヴィチ大公の御代の会議にヴォロコラムスク修道院長ヨシフが出席したこと、および今回と同様に汝の祖父にしてわれらの主君がやもめとなった司祭たちについて会議を開いたことが書かれている。しかし汝の祖父が行なったその会議には多くの修道院の尊き掌院や典院たち、および多くの長老僧たち、ならびにそれらの修道院の隠遁修道士たちが出席していたが、これらの者たちはいずれも神の意にかなう暮らしを送り、聖書も詳しく知っていた。陛下よ、それはあたかも今回の会議に多くの掌院や典院の位階をもつ修道院長たち、ならびにすべての修道院から多くの長老僧たちが参加しているのと同様であった。ところが陛下よ、ヨシフのほかには汝の祖父の会議に誰が出席していたのか、一人も書かれていない。したがって陛下よ、汝の祖父にしてわれらの主君の会議が汝の意にかなうのであれば、汝の書状のしかるべき条項にそれら尊き修道院の掌院や典院および長老僧たちの名も書き加えるように命ずるがよい。陛下よ、汝の年老いた貴族たちに尋ねれば、彼らは掌院や典院および尊き長老僧のうち誰がその会議に出席していたか覚えていよう。

すべて以上のことについては、陛下よ、神の思召しゆえにツァーリ陛下たる汝が神から授かっている意のままにさ

れるがよい。

(1) リビアのある修道院の院長。七世紀の人。

(2) 一五一四年にスモレンスク主教区がモスクワ府主教管内に組み入れられた時、スモレンスク主教の財政は極度に逼迫していた。そこで府主教や各大主教や主教たちが毎年自己の収入からスモレンスク主教に援助を与えた史実への言及である。

第十一章 七〇五九年五月十一日

ツァーリにして全ルーシの大公たるイワン・ワシーリエヴィチは、おのれの師父たる全ルーシの府主教マカーリイおよび大主教と主教と会議全体と相談した上、今後は大主教と主教および修道院はツァーリたる大公に知らせず、また報告することなしには何びとからも世襲領を買い取らぬことを決定した。また諸公および小貴族ならびにすべての者はツァーリに報告せずに上記の者たちに世襲領を売却してはならない。報告することなく世襲領を売買する者については、買い手は金銭を、また売り手は世襲領を失うのであり、当該の世襲領は無償で没収されて君主たる大公の所有物となる。

これより以前に自分の世襲領を自らの魂の供養と両親の永代供養のために修道院に寄進した者たちの世襲領、あるいは今後と同様に永代供養のために世襲領を寄進しようとする者たちの世襲領は、何びとであろうとも決して修道院から買い戻してはならない。

また今までに自分の世襲領を修道院に寄進した者、ならびに今後世襲領を修道院に寄進しようとする者は遺言状、

寄進状、およびその他のあらゆる証書にその名を記載しておけば、その親族に当たたる者は遺言状、寄進状、その他の証書に記載されている分だけ買い戻すことができる。そして世襲領所有者は旧来どおり全ルーシの大公イワン・ワシリーエヴィチの治世に出された勅令(ウキス)にしたがって、遺言状、寄進状、その他の証書にもとづき世襲領を買い戻すこと。また主教や修道院がツァーリたる大公の封地(ポドシズネ)あるいは国有地を小貴族や農民から借金の抵当に取り、力づくでこれを奪ってしまったり、あるいはかかる土地を書記たちが意図的に主教や修道院に与えてしまい、主教や修道院がこれらの土地を自分のものであると称したり、また一部に見られるように御料地に開墾地を設けたりしている場合には、これらの土地が本来は誰のものであるかを調査した上、かかる土地を元の所有者に戻すこと。

ワシリー大公の死後に大貴族たちが大主教や主教や修道院に寄進してしまった大村や郷や漁場やあらゆる用地や年貢を納める村落についても調査を行なった上で、ワシリー大公の治世のおりにあったのと同じ状態に戻すこと。

またワシリー大公の死後に修道院あるいは教会と貧者に対して扶助および喜捨として新たに下賜された場合には、かかる扶助と新規に下賜された喜捨についても調査の上でこれを廃止し、全ルーシの大公たるイワンおよびワシリー・イ・イワンノヴィチ大公の治世の折と同様の状態に戻すこと。

またワシリー大公崩御の後に喜捨を受け取ってきた修道院や教会のうち、勅令により毎年ではなく一時的なものとして、時おり、二年あるいは三年前後にわたってかかる喜捨を受け取る旨の文書を手入している場合には、このことも調査した上でこれを廃止し、旧来どおり君主が定めた年限のみ一時的なものとして彼らに喜捨を施すこと。

また往時より全ルーシの大公ワシリー・イ・イワンノヴィチの法典にもとづいて、トヴェーリ、ミクリン、トルジョーク、オポレンスク、ペロオーゼロ、リヤザンにおいては、それぞれの都市の住民以外、他の町の住民には世襲領を売却することなく、また永代供養のために当局に報告もせずには修道院に世襲領を寄進することもなかった。またス

ースダリやヤロスラーヴリやスタロドゥープの諸公は、ツァーリたる大公に知らせることなく元の世襲領所有者を除き何びとも自分の世襲領を売却することなく、また魂の供養のために報告もせずに修道院に世襲領を寄進することもなかった。しかし昨今の伝聞によると、かかる都市においても、諸公や大貴族や小貴族たちが修道院に自らの世襲領を売却し、魂の供養のために寄進を行なっているとのことであるが、今後はトヴェーリ、ミクローリン、ペロオーゼロ、リヤザン、オボレンスクの諸都市においても、他の町の住民に世襲領や新規購入地を売却してはならない。またースダリとヤロスラーヴリとスタロドゥープの諸公はツァーリたる大公に知らせることなく世襲領を何びとかに売却したり、魂の供養のために寄進を行なったりしてはならない。

もしツァーリたる大公に知らせることになしに、すなわち君主の勅令に反して自らの世襲領を誰かに売却するならば、買手は金銭を、所有者は世襲領を失うことになる。また誰かが君主に知らせることなく、自らの世襲領を修道院に魂の供養のため寄進するならば、この世襲領は修道院から無償で没収され、君主の所有物となる。また君主のこの決定以前に供養のために修道院に寄進してしまった世襲領は、今後とも修道院の所有にとどまる。なぜならかかる世襲領は君主のこの決定以前に寄進されたものだからである。また今後、君主に知らせることなしにトヴェーリ、ミクローリン、トルジョーク、オボレンスク、ペロオーゼロ、リヤザンの諸都市において、ならびにースダリとヤロスラーヴリとスタロドゥープの諸公のうち、誰かが君主に知らせずに魂の供養のため修道院に世襲領を寄進した場合に、かかる世襲領は修道院から無償で没収し、君主の所有とする。ただしこの場合でも君主の決定以前に、君主に報告することなしに魂の供養のため修道院に世襲領を寄進してしまった場合には、その世襲領は没収し君主の所有とするが、その代償として規模に応じて金銭を支払うこととし、かかる世襲領は封地に組み入れることとする。アーメン。

(補遺 一五五一年五月二十六日および六月十一日付けの會議決定)

七〇五九年五月二十六日

ノヴゴロドの司祭たちは、モスクワと全ルーシの府主教たるマカーリイ猊下に宛てて、荷馬車の件、つまり大ノヴゴロドおよびプスコフの大主教セラピオンがモスクワやプスコフに出向くたびに、修道院や司祭たちに荷馬車を用立てさせたことについて苦情の申し立てを行なったことがあった。府主教たるマカーリイ猊下は、この陳情書にもとづいてノヴゴロドの司祭たちと大主教セラピオンに対して以下のような通達を書き送った。すなわち府主教は荷馬車の件に関して帳簿を調査し、これまでに何台ずつ荷馬車を用立てさせ、また今後何台くらい用立てさせることになっているのか、典院や司祭たちに問いただすように命じた。

また祭日税として司祭からは一アルティンずつ、輔祭からは三デンガずつ徴収すること。また家令たちに支払う一アルティンの税金に関しても調査を行ない、こうした執事税が昔から司祭や輔祭たちから徴収されていれば従来どおり徴収し、もしもこうした税がこれまで課されていないければ、今後もかかる税を課すべきではない。また裁判は會議法典に則って行ない、法廷でいかなることがあっても買収を行なってはならない。また司祭と堂役補佐を週番役人として派遣してはならない。また身元保証ポルукをするからと言って金銭を受け取ってはならない。また貴族は司祭たる者を決闘させたり、十字架に接吻することを強制してはならない。何ごとについても漏れなく調べあげ、何ごととも引き延ばすことなく速やかに遂行し、すべて會議法典に書かれてあるとおりに行なうべきである。また司祭たちはこれ以後本山教会での聖出に出席し、旧来どおり十字架行列に加わらなければならない。もしも司祭あるいは輔祭らの中で、

本山教会での聖出や十字架行列にあらわれない者がいれば、罰としてノヴゴロド貨幣で一グリヴナの料料を取るべきである。だがもしも司祭たちの中で、病人や産婦に呼ばれたり、その他の必要が生じて儀式に間に合わなかったと言者があれば、その事情を調査するために善良なる人々をその司祭のいる教区の町に派遣すること。そしてもしも教区民らがその司祭は所用のために聖出にあらわれなかったと証言すれば、かかる司祭から料料を取るべきではないが、司祭や輔祭たちの中には嘘を言う者がいて、教区民らがその者の言うとおりに証言しなかった場合には、このことにかかる司祭には料料に加えて、調査役人の出張料をも徴収すべきである。

またすべての教会において司祭と輔祭を選出するさいには、教区民は才知に富み、読み書きに巧みな者で、清廉潔白な暮らしをしている者を選んだ上で、選出された者は教区民をともなつて大主教のもとを訪れること。そして大主教は彼らを教え諭した後に彼らを祝福することになるが、この者たちからは祝福料の一グリヴナ以外は何も受け取るべきではない。輔祭や堂役や寺男や聖餅焼きの女からもそれぞれ同額の一グリヴナだけ受け取ること。

またもしも司祭や輔祭がその妻を亡くした時、その者に息子や兄弟や婿や甥がいて、読み書きに巧みで才知に富むならば、彼をその後任として司祭に立てるべきである。

またもしも司祭や輔祭たちが全僧団をあげて、君主にして大公たる者たちを記憶するための追善供養を執り行なうならば、それを記念して宮廷官や書記官たちは、古いしきたりに則つてツァーリの館で彼らをもてなさねばならない。またもしも司祭がその教区において夜中に病人や産婦に呼ばれるならば、その者は教会の戒律にしたがつて燈明を携えていくこと。もし司祭や輔祭が夜中に燈明を持たないで見つけられ、飲み物をもっているのを発見されれば、その飲み物は取り上げられ、教会執事は彼らに教会の定めに則つて料料を科することとする。

また同じくノヴゴロドの司祭や輔祭たちの別の陳情書にしたがつて、全ルーシの府主教たるマカーイは大主教や

主教らとともに次のことを決議した。すなわち大ノヴゴロドおよびプスコフの大主教セラビオンは典院および町の司祭と輔祭たち、ならびに本山教会たる神の叡知ソフィア寺院での扶助受け司祭と輔祭たちに対して、今後は主日の奉事を古いしきたりに則って執り行なうように命じるべきである、と。もしも典院あるいは司祭たちの中で主日の奉事を執り行なわない者がいれば、その者は主日の奉事を執り行なわない罰として、従来どおりソフィア寺院の司祭に「グリヴナ」ずつ支払うべきであり、また「グリヴナ」を持ってこないならば、大主教はその司祭のところに裁判執達吏を派遣して、「グリヴナ」に加えて、裁判執達吏に出張費として一〇「デンガ」、大主教に対して延滞料として二「ルーブリ」を支払うように命ずるべきである。またポサードにある教会が祭日を迎えると、その諸祭日のために長司祭は祭日の奉事を執り行なうソフィア寺院の輔祭を派遣しなければならぬ。そして教区民がその輔祭に支払うものは輔祭に属することになるので、彼の祈禱料のために祭日が当たっている教会の司祭たちからは何も徴収しないこと。さらにソフィア寺院の長司祭ピョートルの言うところによると、祭日を行なった教会から本山教会より派遣された輔祭たちに祭日税としてそれぞれ「グリヴナ」ずつ配られたが、それは当該教会の司祭たちに課せられたものではなく、教区民からもらったということであった。今後もまた同様に彼らは司祭たちから祭日税として「グリヴナ」を徴収すべきではない。

七〇五九年六月十一日

大ノヴゴロドのソフィア寺院の司祭であるフォマーとミハイが長司祭や本山教会のすべての司祭と輔祭たちを代表して請願を行ない嘆願書を提出した。それを受けてツァーリにして全ルーシの大公陛下イワン・ワシーリエヴィチの勅令により、全ルーシの府主教たるマカーリイ^{ウラド}下は大主教と主教や聖なる教会会議の参加者全員とともに次のよう

に決議した。そこで府主教マカーリイは大主教と主教らともにツァーリ陛下の勅令により、彼らはこれら二回にわたる書状にもとづいて何ごとにおいても昔どおりに暮らすようにと命令した。従来どおり修道院の聖餅焼きの女からは税を取り、また町の聖餅焼きの女からも税を取ること。もしも府主教マカーリイが設けた共住修道院のうちで、参詣者がおらず聖餅焼きの女がいる修道院があれば、その修道院の聖餅焼きの女からは税を徴収しないこと。その代わりに聖職者は新しい教会、教区外教会、扶助受け教会から税を徴収すること。プスコフのトロイツェ寺院の長司祭たちは僧団をあげて聖餐布を売ってノヴゴロドの司祭たちから金銭を受け取っているが、そのさい聖餐布一枚につき課せられる税を半ポルティナとすること。またノヴゴロド本山教会の司祭と輔祭らの嘆願書は、彼らの署名を添えて国庫に保管されている。命令書、すなわちすべての司祭と輔祭、長司祭、掌院と典院への通達は、書記官の署名を添えてユーリエフ修道院の公庫に保管されている。

「百章」試訳 目次

- 第一章 七〇五九年二月二十三日
- 第二章 序について
- 第三章
- 第四章
- 第五章 ツァーリによる三十七の質問および教会の仕組について
- 第六章 ツァーリ陛下のすべての質問について 教会会議の回答
- 第七章 規定と聖なる規則にしたがっていささかもうたがうことなく鐘を鳴らし、教会で詠唱を行なうべきことについての指示
- 第八章 奉神礼に関する教会会議の回答
- 第九章 奉神礼に関する指示 司祭は輔祭と二人で、あるいは一人でいかに奉神礼を執り行なうべきか
- 第十章 王門についての回答
- 第十一章 至聖所の帳についての教会会議の回答 聖山と帝都の諸修道院の規定によれば、いつ帳を開き、いつこれを閉じるべきか
- 第十二章 至聖所についての回答 奉献台にはいかなる食べ物も持ちこまぬこと
- 第十三章 奉献台と供物台に関する聖なる規定にもとづく回答
- 第十四章 司祭の僧衣に関する聖なる規則にもとづく教会会議の回答
- 第十五章 規則第十六条 無知、高慢、物ぐさゆえに聖なる祭服を着用しない聖職者たちに対して
- 第十六章 憐れみ深きヨハネスの『司祭たちへの教え』の第十七条
- 第十七章 子供の洗礼について

第十八章 婚約式と結婚式についての回答

第十九章 男やもめと娘、ならびに寡婦と若者の結婚についてのしきたりと定め

第二十章 承前 別のしきたりと定め

第二十一章 再婚について 聖者たるわれらが師父コンスタンチノープルの聖証者ニケフォロスの決定

第二十二章 右の問題につきヘラクレアの至福なる府主教ニケタスが質問を受け、主教コンスタンチノス某に与えた回答 再婚者に対する禁止事項

第二十三章 再婚および三度目の妻をめとる者について

第二十四章 禁止された四度目の結婚、および三度目の結婚について

第二十五章 輔祭や司祭に叙任される堂役について

第二十六章 すべての都市における学校について

第二十七章 聖なるイコンについて、また書物の訂正について

第二十八章 写字生について

第二十九章 すべての長司祭、ならびに本山教会と扶助受け教会と副祭壇の司祭と輔祭について

第三十章 扶助受けの司祭と輔祭について

第三十一章 十字のしるしについて 高位聖職者ならびに司祭はいかにして片手で祝福を与え、十字を切るべきか、またその他の正教会はいかに十字を切り、拝礼すべきか

第三十二章 しきたりに反して十字を切る者たちについて

第三十三章 ソドムの罪について

第三十四章 教会のしきたりについて

第三十五章 モスクワならびにすべての都市の本山教会の長老司祭に対する指示 何ゆえに本山教会が置かれ、何ゆえにそこで

長老が選ばれ、何ゆえに他の多くの教会ならびに司祭と輔祭たちが本山教会に所属してそこへ来ることになって

いるか

第三十六章 自分の子供たちに対する教え論しについて

第三十七章 偽って十字架に接吻してはならないことについて

第三十八章 同じく十字架の接吻について 神聖なる規則より

第三十九章 神を信じぬマホメットの丸帽子について

第四十章 髭を剃ることについて 聖なる規則より

第四十一章 ツァーリの三十二の質問について および教会会議でのツァーリの三十二の質問の各々に対する教会会議の回答

第四十二章 ハレルヤ三唱についての回答

第四十三章 イコン絵師と尊きイコンに関する教会会議の回答

第四十四章 教会の聖別について これについての聖なる規則にもとづく教会会議の回答

第四十五章 教会の聖別について

第四十六章 結婚税についての回答

第四十七章 代案、ならびに教会の聖別についての教会会議の回答

第四十八章 結婚税についての教会会議の回答

第四十九章 尊き聖なる修道院について 聖なる規則にもとづく教会会議の回答

第五十章 修道司祭および修道士の位階についての回答

第五十一章 他所からやって来る司祭と輔祭についての回答

第五十二章 酩酊を招く飲み物についての回答 修道院内に酩酊を生ずるような飲み物を置くべきではない旨を述べた神聖なる

第五十三章 書き物からの抜粋

教会裁判についての公会議の回答 使徒および教父の聖なる規則と敬虔なるツァーリたちの命令と聖使徒の規則より

- 第五十四章 同じく教会裁判について 聖使徒たちによる聖なる規則の第二の規則より、その注解
- 第五十五章 同じく教会裁判について カルケドン公会議の聖なる規則より第九条
- 第五十六章 同じく教会裁判について カルタゴ教会会議の規則第十五条より
- 第五十七章 同じくユスチニアヌス新法の書、第七十四条より
- 第五十八章 同じくユスチニアヌス新法の諸条項より
- 第五十九章 同じくユスチニアヌス新法、第八十七条より
- 第六十章 同じく教会裁判について 聖者にして聖使徒たる皇帝コンスタンチヌスと、聖者にして聖使徒たるキーエフと全ル
ーシの大公ウラジーミルの命令より。すなわち、世俗の裁判官たちは聖職者や修道士を裁いてはならず、まして
や裁判所に連行してはならないとする大いなる罰則を有する彼らの靈的な戒律 その内容は以下のとおり
- 第六十一章 聖なる教会を辱める者たちに対する敬虔なるギリシャのコムネノス朝マヌエル皇帝の掟
- 第六十二章 同じくことについて敬虔なる皇帝ユスチニアヌスの新法集、第一条より
- 第六十三章 同じくことについて聖使徒たるキーエフおよび全ルーシの大公ウラジーミルのツァーリとしての遺言と法律には次
のように書き記されている
- 第六十四章 同じくことについて、キーエフおよび全ルーシの府主教キプリアンの教会裁判に関するブスコフ宛ての書簡
- 第六十五章 俗人が司祭たちを裁判にかけ処罰し判決を下していることについて
- 第六十六章 教会裁判についての回答
- 第六十七章 裁判にかけられぬ特許状について
- 第六十八章 掌院、典院、司祭、輔祭について、および司祭と修道僧の位階にある者すべてについての公会議の回答
- 第六十九章 結婚税について ツァーリの勅令と会議の法令集より
- 第七十章 動行が行なわれない無住の教会についての回答
- 第七十一章 救貧についての回答

第七十二章 捕虜の買戻しについて

第七十三章 慈恵院について、そして癩病患者、不具者、老廢者、道端の籠の中で寝ている者、荷車や櫓で運ばれ、枕する場所を持たぬ者についての回答

第七十四章 聖なる尊きイコンについての回答

第七十五章 世の信仰篤き人々が自らの魂の救済のためと両親の永代供養のために聖なる教会へ永代財産として与えた世襲領地と購入地についての回答

第七十六章 主教および修道院の無利子の貸付金と割増なしの穀物貸付についての回答

第七十七章 妻を亡くした司祭についての我らの師父たる全ルーシ府主教ビョートルの訓戒

第七十八章 同じく妻を亡くした司祭について、全ルーシ府主教フォーチイのプスコフに宛てた書簡より

第七十九章 同じく妻を亡くした司祭と輔祭に関して、前回の宗教会議に自ら参加したヴォロコラムスキイ修道院長ヨシフ導師の手になる聖なる規則からの抜粋

第八十章 やもめとなった司祭たちについて、大公の文書「余イワン：」

第八十一章 妻を亡くした司祭と輔祭たちについての回答

第八十二章 今後は男子修道僧と修道女とが同じ修道院に住んではならぬことについての回答

第八十三章 我らに先立つ宗教会議において師父たちが決議したことについて

第八十四章 新しく建立された教会、新しい隠遁修道院、および隠修士についての回答

第八十五章 隠遁僧ならびに隠修士について

第八十六章 尊き修道院の掌院ならびに典院の選出と叙任についての回答、聖なる規則は以下のように命じている

第八十七章 輔祭ならびに司祭の叙任料について

第八十八章 同じことについて、敬虔なるユスチニアヌス皇帝の法典より

第八十九章 同じく叙任とその費用について、キーエフおよび全ルーシの府主教フォーチイのプスコフへの書簡から

第九十章 各人が自らの分を守べきことについての回答

第九十一章 血抜きしていない肉を食することについての回答 絞め殺された動物の肉を食べてはならぬこと

第九十二章 異教的な気違い沙汰の遊興についての回答

第九十三章 同じく異教的な気違い沙汰や魔術や妖術についての回答

第九十四章 どのような日に裁判を行なってはならず、また見世物を催してはならないかについての回答 第七編、第一章

第九十五章 キリスト教徒はどのようにして休日祝うべきかについての回答

第九十六章 主教ならびに教会勤務者についての第六回全地公会の規則第八十条

第九十七章 多くの修道院に対する寄進および扶助についての回答

第九十八章 七〇五九年九月十五日

第九十九章 ツァーリおよび本会議が前府主教ヨアサーフならび彼とともにある人々に宛てた書簡

第一百章 宗教会議に関するツァーリ大公および府主教の書簡に対する前府主教ヨアサーフの回答

第七〇五九年五月十一日

(補遺 一五五一年五月二十六日および六月十一日付けの会議決定)

「百章」試訳は本研究年報に三回にわたって掲載され、本号をもって完結した。

通常、目次は本文より前に置かれるが、本試訳の場合、初回の訳文が印刷された時、テキスト全体の邦訳が完了していなかったため、目次を最後にまわさざるを得なかった。

「百章」の試訳に用いた底本については「まえおき」で述べている。したがって、ここでは繰り返さない。

近年にいたって「百章」の研究はロシア内外でますます盛んになっているが、依然として完全に信用するに足るロシア語の校訂テキストは刊行されていない。外国語への翻訳も一九二〇年にあらわれたフランス語訳以外、一つも発表されていない。十六世紀のロシア社会を知る上で「百章」が決定的に重要な価値をもつ史料であるにもかかわらず、である。

「百章」のテキストの難解さは、用いられている個々の言葉と文章の組み立ての晦渋さに負うところが大きい。が、「百章」を倫理規範にしてかつ一個の法典として編纂したモスクワ公国の構造が十分解明されていないという事情にもよっている。

「まえがき」でも述べておいたが、われわれが行なったのは「百章」の試訳である。モスクワ・ロシアの社会と言語についてのわれわれの認識の程度を反映して、予備的な作業にとどまったのである。将来、より完全な邦訳が企てられるさいに、われわれの仕事が幾分なりとも役立つことを期待している。われわれとしても、「百草」に対する関心を失ったわけではない。

「百章」訳了の最終段階でわれわれの読書グループに参加していたのは次の十一名である。香取潤、黒田龍之助、小島基次、清水俊行、田辺三千広、豊川浩一、中沢敦夫、中村喜和、坂内徳明、松木栄三、三浦清美。

読書会に集まったのは原則として月一回で、いわゆる輪読形式をとり、全員がまったく平等の立場で順番に訳読をすすめた。したがって、本文の翻訳には全員が参加しているわけであるが、訳文原稿の整理にあたったのはもっぱら小島であり、訳語の統一と校正などを担当したのは小島と中村である。注の作成には中沢も参加した。

「百章」読書会が発足したのは一九八五年の初め、まがりなりにもこれを読みおえたのは一九九三年の春である。以上、念のため。(中村)